

大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

(a) 教育研究上の理念、目的

北海商科大学（以下「本学」という）は、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、最高の学術とその応用を研究教授し、広く知識を授け、北海道の発展と文化の向上に寄与することを目的として教育研究活動を実践してきた。学校法人北海学園（以下「本学園」という）に所属する本学は、昭和 52 年に北見市に設置された北海学園北見大学を平成 18 年に札幌市に移転し、同年校名を北海商科大学に変更した。北海学園北見大学では、「地方の時代」に相応しく、地方の要望に応える形で、「公私協力方式」という新設置形態の嚆矢の大学として、地域との交流を深め地域の振興に大いに貢献し、地域経済・社会に貢献する人材を多数輩出してきた。しかし、その後、地方における少子化の急速な進展及び第一次産業を中心にする地方産業の衰退が加速し、地方での人材需要の減退などによる定員確保が困難という事態に直面した。本学園は、こうした問題は単に地方に特有な原因や個別的な大学自身の問題として捉える観点から脱却すべきであることを確認し、むしろそれが日本における教育制度全般とりわけ高等教育制度の再編成の動向にいかに対応していくかを問いかけている問題であると捉えなおし、北海学園北見大学の札幌移転と校名変更を決断し、実施した。

札幌移転後、現代社会の急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するため、とりわけ東アジア経済の台頭を意識して、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育方針（大学の使命）に掲げ、今日の新事態に対応した教育研究の展開を目標にしている。しかし、グローバル化時代がいかに高潮を迎えようとも、グローバル世界にすべてが覆われて、北海道という地域的立脚点が失われてしまうということの意味するわけではなく、世界が多元的で多様な価値観を内包する世界に移行するだけであり、本学が立脚点とする北海道がグローバル世界の中で多様化されるということの意味するにすぎない。本学は、北海学園北見大学からの「地域に根ざした教育研究」の理念を踏襲し、多様な価値観を内包する世界のうち東アジアとりわけ北東アジア（本学では、「北東アジア」は日本・中国（台湾・香港を含む）・韓国を指し、これに東南アジア・アセアン諸国を合わせて「東アジア」と定義している）の動向に注目し、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ため、この新たな事態に対応する教育研究の体制を構築しようとしている。

(b) 大学院教育研究の意義

本学は、科学技術の高度化、情報化の進展を背景に急速かつ複雑な社会経済の変化を引き起こしているグローバル化の情勢に十分に対応できる大学教育を展開しているが、学部教育では達成しきれない専門分野における教育研究の必要性を痛感している。そのため、これまでの学部教育において展開してきた商学（商学科、観光

産業学科）分野の教育内容を基礎とし、さらにコマース及びビジネス分野（経営・流通及び観光サービスを包括する分野）の専門性（専門的知識・技術の習得）を向上させていくことを目指して、大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程を設置することにした。

商学研究科ビジネス専攻修士課程（以下「本研究科」という）では、基礎・基本を重視する学部教育と、高度な専門性の応用を目的とした大学院教育との連携を密にし、継続性に十分配慮した教育研究体制の整備や教育研究内容の充実を図る。さらに課程制大学院制度の趣旨を踏まえた大学院教育の実質化を目指し、実践的な研究者等の養成と専門的な職業を担うための卓越した能力を有する人材を養成することにより、地域社会への貢献を果たす。

また、本学園が別に設置する北海学園大学をはじめ、道内の国立及び私立大学の大学院には、経済学、経営学に関する研究科は設置されているが、商学関係は少なく、小樽商科大学に商学研究科現代商学専攻が設けられているのみである。特に道内の大学には、北東アジアを主とする東アジア地域との観光サービスや商取引を視野に据えて高度専門的な知識や能力の育成を目指す大学院研究科は存在しないので、その点からも、本研究科の設置の意義は大きいと考えられる。

（c）人材養成

（1）地域社会の要請

この数年の日本における急激な社会変化のなかで、大学の社会的役割が変革を迫られている。学生はかつてないほどに多様化し、もはや大学は「学問の府」、「知識伝授の場」というだけでは十分でない。これからの大学教育は、大学の機能を実務的なノウハウの供与や習得のみに収斂させることなく、大学自体が教育研究についての明確な理念や教育目的に基づき、論理的思考力や豊かな構想力を備えたリーダー的存在になりうる人材を陶冶していくことに専念しなければならない。

本学が位置する北海道においては、産業集積度が薄く、特に公共事業依存的体質や積雪地帯という立地上のデメリットから、構造改革を通じた高度発展の可能性を実現するまでには至っていないが、北海道における官学産の協働による「北海道経済活性化戦略ビジョン」では、北東アジア地域との経済及び観光を「北海道経済活性化」の主要な柱と位置づけ、今後、当該地域との経済的・文化的交流、ビジネス交流を拡大することをもって北海道経済の発展戦略にする展望を描いている。（資料 1：「北海道経済活性化戦略ビジョンの概要」（平成 19 年に北海道庁が策定））

こうした課題に対応するためには、グローバル化を見据えた地域振興を担いうる適格な人材を養成するとともに、多様な活力を取り込んで実践的なコマース及びビジネスのプログラムを展開しうる新しい発想を培っていかなければならない。これまでのような国内あるいは地域に限定された「地域振興モデル」の構想は、東アジアとりわけ中国・韓国・台湾等を中心とする北東アジア地域が製造拠点としてだけでなく消費拠点として成長してくるにつれて色あせ、従来とは異なる新たな事態に

対応した地域振興の方策が必要とされている。グローバル化が進展するなかで北海道が地域振興のターゲットとするところは、日本の他の地域というよりもむしろこの東アジアとりわけ北東アジア地域であると認識され始めており、そのため道内の産業界、行政、教育界においても、東アジア・北東アジア地域の情報に長け、それらを的確に分析しうる能力を備えた人材育成への期待が大きい。（資料２：北海道、札幌市、札幌商工会議所、北海道経済連合会、社団法人北海道観光振興機構、北海道旅客鉄道株式会社からの要望書）

本学は、こうした人材や販路、提携相手などを広く東アジア及び北東アジア地域に求めていく地域社会の要請を、学部段階における教育研究システムに取り入れ、グローバルな視角からのコミュニケーション能力や実践的コマー্স及びビジネスに関する知識と能力を身につけた人材育成に努めている。大学院本研究科においても、さらに高度な専門教育研究体制を整備し、個々の領域で専門的研究を深耕するとともに、それらを学際的・実践的に統合再編成する総合的な能力を有した人材を養成することを目指しており、これこそが、北海道という地域の求める社会的、経済的要請に応える方途であると考えている。

（２）どのような人材の養成か

本研究科の目指す人材育成は、以下のとおりである。

- ① グローバル化の進展さらに東アジアとりわけ北東アジア地域の経済的台頭という新しい時代及び状況に対応しうる企業理念の構築や未来に向けた組織づくりのため、コミュニケーション能力、コマー্স及びビジネスに関する専門的知識・能力を大いに発揮し、新たな経営戦略を具体的に企画できる人材
- ② 「アジアの時代」に十分に対応しうる企画力を有し、実践的なコミュニケーション能力を身につけた観光及びコマー্সに関するプロフェッショナルな人材
- ③ 学際的領域を常に視野に置き、コマー্সとビジネス及び観光に関する学理を修得し、その実践化を可能とする研究者

上記に掲げるように、時代の要請に応え、高度な専門的知識・能力を備えた職業人あるいは学術的研鑽を積み、その実践化を図る研究者を育成すること、さらにリカレント教育等により、新たな企画力とコミュニケーション能力を磨き、時代に適応した組織を構築（再編）し、地域社会に貢献する人材育成を、本研究科の使命と考えている。

なお、本研究科修了後の具体的な進路と社会的役割に関して、以下のように考えている。

- ① 北東アジア地域を市場とする商業・流通系及び観光系の企業をはじめ、公益特殊法人や地方公共団体など幅広い職業分野において、企画部門、経営管理や経営戦略などの経営を支える中核的な役割を果たす。
- ② 道内各地の自治体が進める観光事業等において、事業の推進発展のため、専門的知識と能力を発揮し、地域社会を支える。

- ③ グローバルな視角から、特に 21 世紀社会が抱える課題である環境問題をも視野に入れて、企業経営や観光産業において、高度な知識と理論を身につけることにより、リーダーシップを発揮する。
- ④ 大学院博士課程等への進学、特に本学と協定を締結している中国や韓国の大学・研究機関へ進学する。

イ 修士課程までの構想か、博士課程の設置を目指した構想か

現段階においては、本研究科は修士課程のみの設置を計画しているが、今後予想される一層のグローバル化の進展及び北東アジアとのコマース及びビジネスの機会の増加という社会経済の要請に応え、さらに高度な専門的知識・能力を育成するため、博士（後期）課程の設置についての検討を行っている。

ウ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学が設置を構想する大学院「商学研究科ビジネス専攻修士課程」は、コマース及びビジネスに関する能力の専門的知識・技術の習得を教育研究上の目的にしている。したがって、研究科及び専攻の名称は、「商学研究科」及び「ビジネス専攻」とし、学位に付記する専攻分野の名称は、基礎となる学部との連関により、「商学」とする。

英訳名称については、国際的な通用性に留意して、研究科を「Graduate School of Commerce」、専攻を「Master's Program in Business」とする。

エ 教育課程編成の考え方及び特徴

（a）教育課程編成の基本方針

- (1) 北海道経済は、急速に進展する市場化・国際化に対応して東アジアをターゲットとする具体的な施策を緊要とされている。そのため、グローバル化を見据えた地域振興を担いうる人材を養成し、多様な活力を取り込んで実践的なコマース及びビジネスのプログラムを展開しうる新しい発想を培っていかねばならない。本研究科の教育研究では、個々の領域で専門的研究を深耕するとともに、それらを学際的・実践的に統合再編成する総合的な能力の涵養を図る教育課程を編成する。
- (2) 高度専門的な技能と能力を備えた職業人の育成及び幅広い視野と知識を身につけようとする社会人のリカレント・リフレッシュ教育に相応しい教育課程を編成する。
- (3) 本学がこれまで築いてきた中国・韓国等の大学及び研究機関との研究・教育分野での交流をいっそう活性化させ、研究・教育の相乗効果をもって、本研究科の教育研究の充実だけでなく、地域社会の課題や要請にも対応して、その活性化に大いに寄与できるような教育課程を編成する。
- (4) 東アジア地域における研究者及び産・学・官の交流は活発になっており、とり

わけコマース及びビジネス分野での相互交流は重要性を増している。本研究科の設置により、研究者等の受入れ体制や研究指導体制をさらに整備して相互交流の場や機会を拡大し、相互交流の所産や成果を教育研究に反映させて教育課程の充実を図る。

- (5) 本学に、大学院の教育・研究と緊密に関連する研究所（「北東アジアビジネス研究所（INEASIA）」、以下「イニーシア」という）を平成23年度から設置し、さらに北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS、以下「ハINAS」という）ともいっそうの連携を図り、本研究科の学生を、イニーシアやハINASの研究活動に積極的に参加させて、教育課程の実践面での充実を図る。

（b）具体的な教育課程の編成についての特色

- (1) 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」を踏まえ、課程制大学院制度の趣旨に沿って、学部教育との継続性と専門性に配慮し、より高度な専門教育及び研究を行うことを目的とする本研究科は、教育課程を以下のような五つの科目群から構成される研究・教育体制を構築する。

- ① 第1の科目群は「北東アジアコミュニケーション基礎科目」である。本研究科では、社会人のリカレント・リフレッシュ教育に貢献することを目的の一つに掲げており、さらに他大学出身者も積極的に受け入れることを考慮し、本研究科が対象とする学問的領域の基礎を修得し、その応用と実践にステップアップを図るため、北東アジアに関する語学、社会文化、経済を包括する選択科目を配置している。大学院への進学傾向と大学院で取り組む専門領域は、社会のグローバル化や多様化を反映して、きわめて広範囲なものに及んでおり、それらに対応するためにも、この科目群は大きな意義を持つと考えられる。また、以下の(2)に述べるように、本学が協定を締結している海外の大学及び研究機関等からの留学生の受入れを考慮し、日本及び東アジアに関する講義を配置している。具体的科目として、「アジア語学専修（中国語・韓国語）」、「中国文化論特殊講義」、「韓国文化論特殊講義」及び「日本経済論特殊講義」を配置する。
- ② 第2の科目群として「東アジア関連科目」を配置する。北海道が東アジア特に中国・韓国・台湾・香港という近隣諸国・諸地域との経済交流及び観光事業に大きく関与している現状は、これからも継続する所与の条件である。本研究科の教育研究の主旨からも、こうした現状を分析し、今後の方向性を見据える必要性があり、次に掲げる各専門科目群の講義と相互に関連させながら、たえず東アジアにおける問題を考慮しつつ教育研究を遂行できるような体制とする。具体的には、「東アジア経済論特殊講義」、「東アジア市場論特殊講義」及び「東アジア地域振興論特殊講義」であり、このうちの2科目4単位を必修とする。
- ③ 第3の科目群には主として「商学関連科目」、第4の科目群には主として「観

光産業関連科目」を配置している。大学院課程の専門分野を2分野にすることは、学部における学科教育（商学科・観光産業学科）との関連性をより緊密なものとすることを考慮したからである。商学科及び観光産業学科において学んできた学生たちに、大学院においてさらにコマース及びビジネスの要素を導入した教育・研究を継続させることによって、商業及び観光業のマネジメント、政策企画、物流等の各側面から専門的・統合的かつ実践的な能力を育成する科目を配置している。

商学関連科目として、具体的には、「商業政策論特殊講義」、「経営分析論特殊講義」、「物流システム論特殊講義」、「流通戦略論特殊講義」、「国際金融システム論特殊講義」、「マーケティング特殊講義」、「税務会計論特殊講義」及び「管理会計論特殊講義」を配置する。

観光産業関連科目として、具体的には、「観光産業論特殊講義」、「観光振興論特殊講義」、「観光情報システム論特殊講義」、「都市景観論特殊講義」、「観光調査論特殊講義」、「観光環境論特殊講義」、「地域開発環境論特殊講義」、「地域開発システム論特殊講義」を配置する。

- ④ 第5の科目群として配置しているのが必修の「課題研究演習」と「特別研究指導演習」である。この科目は、2年間を通して一貫した演習形式による授業体制をとるものであり、文献や現地調査を通じて専門分野における基礎的な研究能力の養成と研究意識を涵養するとともに、2年次には、研究成果に関する修士論文を作成するための正・副指導教授による個別研究指導を行う科目として、6単位を配置する。
- (2) 本学は、中国、韓国等の大学及び研究機関と学生及び教員の交換協定を結び、積極的な相互交流を推進している。**（資料3：協定校との協定書・覚書（写）及び留学生受入れ実績一覧）**中国政府のシンクタンクであり同国の社会科学研究の最高学術機関である中国社会科学院もそのひとつであり、本学内に同社会科学の北海道研究交流センターを開設している。**（資料4：中国社会科学院との学術交流協定書及び実施細則（写））**このような交流協定校・研究機関からの交流協定に基づく派遣教員による特別講義を配置することになっている。派遣教員の専門によって各関連科目の講義に振り分けるが、主として、期間を限った集中講義を予定している。

また、多年にわたるこのような交流の実績を発展的に継承し、研究・教育での資料収集や文献収集等で相互交流を深化させるだけでなく、将来的にはこれら協定校の大学院との学位交換制度等の導入についても検討している。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科においては、コマース（流通及び観光サービスを包括する分野）及びビジネス（経営分野）を研究対象とし、グローバルな視角からのコミュニケーション能力と実践的コマース及びビジネスに関する知識と能力の水準を高め、社会に貢献

できる人材を養成することを目的としていることから、専任教員の配置については、本専攻を構成する主要分野の授業科目に専任教員を配置する計画である。

具体的には、商学分野における専任教員数として5名（うち教授5名）、観光産業分野7名（うち教授7名）を配置するとともに、関連分野における専任教員として東アジア関連分野2名（うち教授2名）、北東アジアコミュニケーション基礎分野2名（うち教授2名）を配置する。

本学では、専任教員の担当講義時間数を週当たり最大6講義に制限しているので、大学院における授業担当科目については、学部教育との調整を図り、教員の負担や学生への指導に不具合が生じることがないように配慮する。

また、専任教員の配置計画において、「学校法人北海学園就業規則」に定める停年齢に学年進行中に達する者を専任教員として配置しているが、当該専任教員については、本学園が別に定める特例措置により停年延長を行い、本研究科の教育体制の一貫性、安定性そして実質化を図る。（資料5：就業規則（抄））

教員組織の年齢構成については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないよう配慮し、学部担当教員からの昇格並びに退職教員の補充採用を進める。

カ 履修指導・研究指導の方法及び修了要件

（a）修了要件

本研究科修士課程の修了要件については、本学学位規則に基づき、2年以上在学し、体系的に教育の課程を履修し、東アジア関連科目のうち2科目4単位及び「課題研究演習」4単位、「特別研究指導演習」6単位を含む30単位（但し、この内には、北東アジアコミュニケーション基礎科目の取得単位を含まない）を修得するとともに、所定の研究指導を受けて修士論文を提出の後、論文審査及び口頭試問に合格することが必要である。この間、複数の指導体制のもとで研究計画書による研究の進捗状況を確認するとともに、中間報告会や論文発表会を課し（本学設置の研究所等を活用）、これらを通して学位の質を担保し、円滑な学位授与を行えるようにする。

（b）履修指導

本研究科は、大学院における講義及び研究指導上の観点から通年開講による講義等を展開するが、教育効果・研究の進捗状況等の把握など、よりきめ細かい指導を行うため1年を前後期に分けた研究指導体制をとる。

学生には入学時、商学あるいは観光産業学のいずれの分野かを選択させる。この選択によって、第1年次前期では、各分野の科目のうち学生自身の研究分野に最も関連性の高い特殊講義及び課題研究演習を複数選択履修させる。この選択履修を踏まえ、各学生の研究テーマに即し、指導教授と副指導教授を選考、決定する。次いで第1年次後期では、指導教授及び副指導教授の指導の下に講義を履修し、さらに、研究テーマに即した論文を作成できるような態勢づくりを行う。さらに第2年次前

期では、指導教授の特別研究指導演習、後期に指導教授及び副指導教授の特別研究指導演習を履修し、両指導教授による個別指導の下できめ細かく密度の濃い論文指導を行う。この論文指導については、修士論文対象の学生を本学園のハイナス及び本学の研究所（イニーシア）における研究課題に積極的に参加させるなどして、学術的に高い専門性を有する論文作成を指導する。

研究指導とも関連して、第1年次は24単位以内、第2年次は12単位以内に単位取得を制限する。入学時から第1年次前期の間に細かな履修指導と研究計画書作成の指導（課題研究演習を活用）に配慮し、第2年次後期までの2年間で修士論文を仕上げるができるよう研究指導体制を整備する。（資料6：大学院における修士論文作成スケジュール、資料7：履修モデル、資料8：時間割）

学生が本学と協定を締結している海外の大学あるいは研究機関への協定に基づく留学（6ヶ月以上）を希望する場合は、第2年次後期からの留学を指導し、留学期間を含める3年間で修士論文作成を基本とするよう指導する。（資料7：履修モデル4）また、同協定校及び研究機関での資料等の収集や短期集中講義の聴講については、当該学生の希望と必要性など研究計画に基づき、指導教授が的確に判断対応する。

修了試験については、論文提出後、それぞれの修士論文についての審査委員会（指導教授・副指導教授の他、3名の審査委員）を設け、論文審査と口頭試問を行う。試験に合格した修士論文については、製本して図書館に収め、修士論文コーナーにて公開する。また、優秀な論文については、ハイナス及びイニーシアの研究所における紀要（電子ジャーナルなど）等に掲載、公開する。

なお、国内外の諸大学院との「単位互換制度」を積極的に締結しようと考えており、これにより、大学院間交流がさらに促進され、本研究科学生の研究活動に効果的な刺激を与えることが期待できる。とりわけ、本学が協定を締結している海外の大学あるいは研究機関との教育研究交流を積極的に推し進め、必要に応じて大学院間での単位互換を実現するとともに、さらに本研究科の学生のこうした協定校・研究機関の博士課程への進学についても具体的な検討を行っている。

（c）研究指導

本研究科学生の研究指導については、研究テーマに即した指導教授及び副指導教授を主体にする組織的研究指導体制で臨み、研究計画書の作成から研究の途中経過のまとめなど研究過程にも十分配慮し、最終的に体系的な学位論文を完成させる。第2年次前期には、第1回の修士論文中間報告会を開催し、修士論文提出予定者の研究内容の概要報告を受け、当該学生の研究計画書の実施状況を確認する。（資料6：大学院における修士論文作成スケジュール）

また、組織的教育指導体制をいっそう強化するため、研究指導教授以外の教員からも、研究上必要となる知識を修得し、能力を培う機会を日常的に提供するため、教員のオフィス・アワーを設定するほか、ハイナスやイニーシアといった研究所主催の研究例会に学生を出席させ、自らが課した研究課題へのインセンティブの向上

を図る。

キ 施設設備等の整備計画

本学校舎は、地下鉄東豊線「学園前」駅と地下で直結しており、札幌市の中心部から5分ほどで通学できる利便性の優れた立地となっている。北海道は、特に冬期間、積雪による交通麻痺等をはじめ様々な弊害が生じるが、地下鉄を利用し通学することにより、そのような弊害はかなり緩和され、一般の学生はもちろん、市街中心部で勤務しながら社会人として大学院進学を志す者にとっても、日々の修学をより計画的かつ快適なものにできると考えられる。

本研究科は、本学校舎7階に、大学院専用階を既に設けているが、平成22年度中に、大学院の教育環境の向上を企図し、資料室の拡充改修工事を行う。同資料室には、研究用の図書、雑誌等が収蔵され、本研究科学生の研究資料収集の他、学生あるいは教員との会議、打合せ、討論を行う多目的なスペースとしての活用を図り、パソコン、プリンターさらに専用ソフトウェアによる研究資料の作成等もできる施設として整備する予定である。

平成23年度の開設時には、講義室3室(38.41 m²/収容人数12名、29.47 m²/収容人数12名、43.37 m²/収容人数12名)、研究室(自習室)2室(40.15 m²/収容人数6名×2室)及び上述した資料室1室(78.20 m²/収容人数18名)が、本研究科専用施設として使用される。(資料9：平面図及び室内見取図等)

また、本研究科学生の実験室には、キャレルデスク及び書架、OA機器、学内LAN配線、ハイナス及び本学が設置する研究所とLAN配線された検索システムを既に配備しており、研究室における研究環境の充実が図られている。さらに同階には研究指導教授等の研究室を配置しており、常時学生の相談等に応じられる態勢も整えている。

本研究科における教育研究に必要とされる図書等の資料は、本学2階図書館(閲覧席71席、レファレンスカウンター、情報検索の端末等を設置)に約3万8千冊所蔵されており、本学園が設置する隣接の北海学園大学の附属図書館(所蔵図書約90万冊)とも、相互貸借システムを構築している。

本研究科を設置した場合においても、現状で十分に対応可能であると考えているが、大学院設置を機に、十分な予算配分により関連図書や電子ジャーナル(1.「Asia Pacific Business Review」、2.「Asia Pacific Journal of Operational Research」、3.「Asian Economic Papers」、4.「Business and Society Review」、5.「Business Law Review」6.「Corporate Governance: An International Review」、7.「Journal of Chinese Economics and Business Studies」、8.「Journal of Enterprising Culture」、9.「Journal of International Business Studies」、10.「Pacific Review」) 11.「CNKI 中国学術雑誌@CAJ: 政治・軍事・法律」、12.「CNKI 中国学術雑誌@CAJ: 経済・管理」によるデータベースを充実させることとしている。

また、本学校舎の地下1階には、教育環境整備の一環として、厚生施設としての

売店及び食堂が設置されており、本学の学生が、経済的かつ安心して利用できるよう配慮がなされている。

ク 既設の学部との関係（資料１０：既設の学部・学科との関係図）

既設の商学部（商学科及び観光産業学科）においては、「アジアの時代にアジアを学ぶ」を教育目標に掲げ、教育研究体制を大幅に改編し、徹底した語学教育（留学制度の導入）と基礎教育科目（社会・経済・コンピュータに関する基礎教育）を配置し、第２年次後期からの専門教育（商学及び観光産業）に引継ぎ、さらに上級年次における実践的な専門キャリアアップ教育（APQ、Advanced Professional Qualification）へと繋げている。

大学の教育目標を具体的に設定し、カリキュラムの充実を図り、現今の情勢に対応するグローバルな動向や地域経済の将来展望を見据えた教育体制のあり方は、大学進学を志す者にも評価され、札幌移転前には入学定員に満たなかった本学の志願者数は年々増加し、３年を経ないで定員の３倍を超える（推薦者数を含む）までとなった。同時に、偏差値等にみられる入学生の学力及び意欲レベルの向上、さらに入学後の資質向上も実現された。「アジアの時代にアジアを学ぶ」をモットーにした学部教育における実践的なコマース、ビジネス及びコミュニケーション能力の向上を目指した教育研究の展開を通して、学生たちのアジアへの興味と関心が喚起され、将来のアジアを目指したキャリア形成に目が向けられ、高度専門職業人へと成長していこうとする意欲も湧き出ている。

このような学生の意向等を踏まえて、本研究科においては、学部教育との接続性と専門性を考慮したうえで、実践的なコマース、ビジネス及びコミュニケーション能力等学部教育で培われた専門的素養のある人材に対し、その専門性をいっそう向上させることにより、「アジアの時代」に相応しい幅広く深い学識と研究能力に加え、高度の専門的な職業を担うための卓越した知識や能力を有した人材育成に重点を置いている。

ケ 入学者選抜の概要

本研究科においては、学部段階での商学分野に関する基礎的かつ基本的な資質能力を習得した者へのより高度な専門教育を目的としていることから、入学受入れの対象者としては、本学の学部教育を修了した者（資料１１：大学院進学志望アンケート結果）、他大学の卒業生、本学が協定を締結している中国の山東大学威海分校、煙台大学、韓国の大田大学校（資料３：協定校との協定書・覚書（写）及び留学生受入れ実績一覧）あるいは研究機関（資料４：中国社会科学院との学術交流協定書（写））からの留学生（３名程度）、リカレント・リフレッシュ教育に資する社会人（資料２：自治体からの要望書等）などであり、教育機会の拡大と多様な学生の受入れに積極的に対応する。

個別な説明は以下のとおりである。（資料１２：学生募集要項）

- (1) 本研究科の一般入学試験は、まず出願時に「研究計画書」を提出させ、うえで筆記試験（専門及び語学-英語・中国語・韓国語）及び口述試験を実施し、その結果について、本学大学院研究科委員会で判定を行い、可否並びに第1年次前期を担当する指導教授を決定する。
- (2) 本研究科教育課程の理念に基づき、他大学の卒業生等については、必要により口述試験の際に、「北東アジアコミュニケーション基礎科目」履修の必要性について確認・指導を行い、この確認・指導の内容を十分勘案して、総合的に可否の判定を行う。
- (3) 留学生の受入れは、原則として、本学が協定を締結している大学あるいは研究機関からの派遣留学生（交換留学生）とする。したがって、この場合、留学が交流協定に則って実施されるため、派遣校において専門科目（商学・流通・経営学系及び観光サービスのいずれか）及び日本語能力等の選抜試験を行い、本学大学院研究科委員会において最終的な可否の判定を行う。同制度による留学生受入れは、各協定校及び研究機関につき、原則として、年間各1名とする。
- (4) 科目等履修生や聴講生等の受入れについては、教育に支障のない範囲で受入れるものとする。
- (5) 社会人等の入学、特に次項コに記す第14条特例による場合は、特に定員に特別枠を設けないが、一般学生の志願状況等を勘案し実施する。選抜に関しては、前記(1)により実施するが、社会人の特殊性を考慮し、志望理由書に関する口頭試問に重点を置き、問題関心の高さ、勉学意欲の強さ等を特に勘案して判定を行う。

なお、本学が定義する社会人とは、大学を卒業後数年経ており、職業等に従事のため昼間に大学院に通学できない条件を有する者で、一定の学力を有し修学の意欲が特に顕著な者をいう。

コ 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

教育方法の特例（大学院設置基準第14条）には、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」と規定され、社会人を含む学生の教育を受ける機会の多様化を推奨している。地域社会と密接に関わる本学として、このような社会人の強い要望に応えるために、本研究科設置にあたり、同教育方法の特例措置を下記のとおり実施する。（資料12：学生募集要項）

- (1) 修業年限は、2年間とする。時間割を平日夜間2講義、土曜日昼夜5講義によって編成し、これにより修了に必要な単位数を無理なく修得することが可能なため、修業年限は一般の学生と同じ2年とする。（資料6：履修モデル5、資料7：時間割）
- (2) 履修指導及び研究指導については、一般学生と同等に扱い、夜間その他の時間

において行う。入学者に対し、必要に応じて、「北東アジアコミュニケーション基礎科目」の履修を指導する。

- (3) 授業は、主として、夜間その他の時間において行う。また、必要に応じて、特定の時期における集中講義等を開講する。この際、個別に学生と指導教員及び教務委員が相談の上、科目担当教員の協力を得て、例えば時間割の調整等において組織的な対応を図る。それにより、特定教員への負担偏重が生じることのないように配慮しており、運営上特段の障害が生じることはない。
- (4) 本学園が設置する北海学園大学では、4 学部 に 2 部（夜間）を設置し、それらを基礎とする研究科においては第 14 条特例を実施しており、いずれも大学院設置基準で定める標準就業年限で、社会人に対し質の高い大学院教育を行っている。本学はそのような実績ある制度を踏襲する形で、大学院学生専用の講義室 3 室、研究室（自習室）2 室及び資料室 1 室を整備し、大学院生用に 3 台のコンピュータを設置するとともに、各机にパソコンが利用できるように LAN 配線を整備し、研究環境の充実につとめ、快適な研究生活を行うことができるように配慮する。
- (5) 本学の図書館は、他大学の図書館及び国立国会図書館をはじめ、公的機関とネットワークが充実しており、本研究科が開設する平成 23 年度からは、平日及び土曜日について、午後 10 時まで夜間利用が可能となる。
- (6) 入学者選抜の概要については、前項ケ（5）に記載する。

サ 管理運営

本学大学院においては、大学院学則及び商学研究科規則に基づき、大学院教授会の代わりに大学院研究科委員会を設置し、学部教育の運営から一定の独立性を確保して、大学院研究科委員会が大学院運営の主体になる。大学院研究科委員会のもとに大学院教務委員会を置き、入試からカリキュラムの編成・実施、学生の厚生、研究指導方法のあり方等の大学院教育に関わる実務を担当する。その他の必要な管理運営については、大学院研究科委員会の議を経て、小委員会を設置する。

シ 自己点検・評価

大学院教育における教育理念、社会的使命、教育目的に照らして、教育活動及び研究活動の状況を自己点検し、評価する。このための「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価に関する実施計画の企画立案のみならず、実施体制の整備とその方法についての規程を整備する。学部においては、すでに自己点検・評価を担当する「教育方法改善委員会（FD委員会）」や「北海商科大学教育評価委員会」が設置されているので、同委員会はこの学部の委員会と連携しながら、授業評価アンケートなどを共同で実施し、教育研究活動の具体的目標に即して、その達成状況を 2 年ごとに点検・評価し、報告書を作成し、公表する。この報告書について、上記の教育評価委員会による評価を受ける。

大学における教育研究評価（学部を主とする）のほかに、大学院独自の具体的な評価項目は、以下のとおりである。

- (1) 大学院の教育目的の徹底化（明示方法を含めて）
- (2) 大学院の教育研究組織とその運営（意志決定過程の明確性）
- (3) 教育課程編成と教育方法（論文指導体制を含めて）
- (4) 教員及び事務職員の配置と大学院運営における活性化の保障
- (5) 学生支援体制（研究環境・施設設備等を含めて）
- (6) 教育研究環境の状況と社会連携

ス 情報の提供

大学院における教育研究活動等に関する情報について、大学案内やホームページなどにおいて、広く社会に提供する。また、社会連携を意識的に追求し、学部、研究所、ハイレベルなど学内外の研究教育機関と協力して、公開講座などの活動を実施し、大学院の状況に関する情報提供を行う。公開すべき具体的情報項目は、以下のとおりである。

- (1) 教育研究上の理念や目的に関する事項
- (2) 教育課程及び授業科目に関する事項
- (3) 教育研究活動に関する事項
- (4) 修了生の進路に関する事項
- (5) 学生支援に関する事項

セ 教員の資質の維持向上の方策

大学院教育における教育の理念・目的に照らし、各教員が本研究科の教育目標を明確に認識して、教育内容や教育方法を不断に改善し、自らの研究の質を高めながら、その目標を達成するための授業内容や授業方法の改善と向上を図るための大学院全体での組織的取り組みを行う。また、個々の教員の研究活動を保障・支援するため、研究会や研修会を定期的かつ継続的に行い、教員の資質の維持向上を図る。こうした方策を実行するための委員会を設置し、実施に関する規程の整備を行い、共同研究体制を強化するために、以下に掲げる項目について、独自の組織的な取り組みを行う。

- (1) 教育課程及び授業科目に関する研究会の実施
- (2) シラバスの作成方法に関する研究会の実施
- (3) 教員相互による授業内容の調整を実施する定期的会合の開催
- (4) 専任教員と兼任教員の定期的な連絡会の開催
- (5) 共同研究体制の組織化と研究成果の公表（研究所の発行等）
- (6) 学部教育との連携を図る大学院独自の企画（学部生や院生を含めたワークショップ等の実施）

資 料 目 次

1. 北海道経済活性化戦略ビジョンの概要
2. 自治体・経済団体等からの要望書
3. 協定校との協定書・覚書（写）及び留学生受入れ実績一覧
4. 中国社会科学院との学术交流協定書及び実施細則（写）
5. 就業規則（抄）
6. 大学院における修士論文作成スケジュール
7. 履修モデル
8. 時間割
9. 平面図及び室内見取図等
10. 既設の学部・学科との関係図
11. 大学院進学希望アンケート結果
12. 学生募集要項

(資料 1)

北海道経済活性化戦略ビジョンの概要

1. 地域経済活性化ビジョン（原案）の概要

2. 地域経済活性化ビジョン

各地域における「産業・経済のめざす姿」

地域経済活性化ビジョン(原案)の概要

- 趣 旨：様々な環境変化に危機感を持ち、地域の資源や強みを活かし、事業展開を図る民間事業者の取組を促進するため、「北海道経済活性化戦略ビジョン」の示す方向のもと、地域ごとの経済活性化に向けた具体的な取組方針として取りまとめる。
- 期 間：平成20年度～22年度までの3年間。
- エリア：14支庁区域を推進上の基本的なエリアとして策定。
- 公 約：【政策1】力強い北海道経済の創造に向け、すべての産業分野を対象とする「北海道経済活性化戦略ビジョン」や「地域経済活性化ビジョン」を策定します。

基本的な考え方

地域経済の現状と課題

- ・地域毎に産業構造・特性や状況が相違
- ・道央圏を中心とした波及効果の高い産業の集積
- ・道内各地で活性化の芽

+

経済社会の環境変化

- ・人口減少
- ・グローバル化の進展
- ・環境・エネルギー制約
- ・食の安全・安心への関心の高まり
- ・公共需要の縮減 等

+

活性化に向けた可能性

- 地域資源を活用した新事業の展開
- 波及効果の高い産業との取引・雇用の拡大
- 環境変化をビジネスチャンスとして利用
 - ・安全・安心な道産農水産物の競争力向上
 - ・中国など新興国を中心に新たな需要
 - ・環境ビジネス市場の拡大

民間事業者の取組促進

- 地域の特性や
- 活性化の芽を活かした
- 個性あふれる
- 元気な地域経済の実現

各地域毎の経済を活性化するための取組方針

戦略方向 ①「付加価値の向上」

- ◆製造業の振興
- ◆「食」「観光」のブランド化の加速
- ◆成長分野の強化
- ◆建設業の経営改革 などに関する具体的な取組方針

戦略方向 ②「連携・協働」による取組の強化

- ◆産学官連携の推進
- ◆産業間連携・協働
- ◆地域間連携
- ◆まちづくりの中での商業の振興
- ◆連携による雇用の対策 などに関する具体的な取組方針

戦略方向 ③「環境との好循環」による持続可能な経済の活性化

- ◆農林水産業の振興
- ◆環境・リサイクル関連産業の振興
- ◆新エネルギーの開発・導入の促進 などに関する具体的な取組方針

経済活性化を支える基盤づくり

各地域における現状と課題

産業経済の目指す姿

★特 徴

- 地域毎に「産業・経済のめざす姿」を掲げて、すべての分野にわたる取組方針を明示。
- 策定過程において、各地域ごとに地域経済懇談会を開催し、関係機関・団体、市町村等から意見交換。
- 今後3年間の道としての支援の方向性をできる限り具体的に明示。

●今後の取組

- 地域の関係者と産業経済の目指す姿を共有し、各地域ごとに整理した取組方針に沿って、集中的な取組を行う。
- 「北海道経済活性化戦略ビジョン」の推進管理と連動し、新たな取組なども含め年度ごとに状況把握・公表。

北海道経済活性化戦略ビジョン（平成19年度）

《地域経済活性化ビジョン》

各地域における「産業・経済のめざす姿」

道央広域連携地域

石狩

- 本道経済をリードするものづくり産業や先端技術産業、環境・リサイクル産業の展開
- 大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開
- 国際観光の推進と地元食材の活用や体験観光による「食」と「観光」の連携による観光地づくり

後志

- 大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農林水産業の展開
- ニセコや倶利伽羅などの豊かな自然、豊富な温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興

空知

- 多様な食と農業体験、炭鉱遺産、温泉など多様な地産資源を活かした観光地づくり
- 米やそばなど地域の特色を生かしたこだわりの農産物の「空知ブランド」づくり
- 石炭産業時代から蓄積された産業技術など地産資源を活かしたものづくり産業の振興
- 雪水、ハイオマス資源などを活用した新エネルギーの導入・拡大

胆振

- 技術の進んでいる自動車関連産業及び環境・リサイクル産業の拠点形成
- 技術力の向上やブランド化の推進による地域産業力の強化及び地産資源の活用や多様な産業間の連携による新たな地域産業の創出
- ハイオマス、氷炭エネルギーなどを活用した新エネルギーの開発・導入
- 大消費地札幌に近接する立地条件や気候などを生かした多様な農水産業の展開
- サミット開催地の知名度や地域の多様な資源を生かした多彩で魅力ある広域観光エリアの確立

日高

- 多様な農林水産業の展開と個性豊かな地域ブランドの推進
- 馬産地としての特徴や地元食材を活用した魅力ある観光地づくり



道南連携地域

渡島

- カゴメコンプ、イカをはじめとした豊富な水産資源などを生かした産業の実績促進や新技術の開発、新産業の創出
- 広域ブランド「函館育ち」やマコガレイ、マグロなど地場農林水産物のブランド力の強化
- 北海道新幹線の開業による、北東北との連携による広域観光の推進
- 自然景観、「食」や五輪駅などの歴史的遺産を活用した観光の振興

檜山

- 地場農林水産物など地産資源を活用したブランドづくり
- 歴史・文化遺産や離島・食などを活用した観光の振興



道北連携地域

上川

- 安全・安心な食を育む畜産産業の展開とサフォークなどによる地域ブランドづくり
- 旭山動物園やラベンダー畑など知名度の高い観光資源を生かした魅力ある観光地づくり
- 産学官連携や農樹工連携による製造業の振興
- 木材関連産業の振興、林業の再生、地材地消など資源循環型産業の振興

留萌

- 安全・安心な食を育む農水産業の展開とエビ、タコなど地産資源を活用した魅力ある観光地づくり
- 日本海オロロンラインなど地域のこれまでの観光資源と「食」との結びつきを生かした魅力ある観光地づくり
- 農業との連携などによる木材関連産業の振興
- 風力発電の推進や未利用資源の活用など新エネルギーの開発・導入の促進

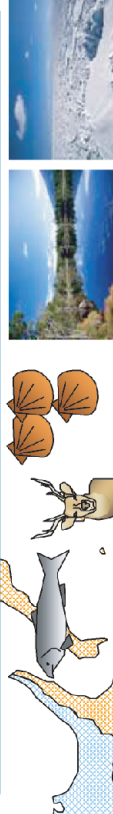
宗谷

- 安全・安心な食を育む農水産業の展開と水産資源など地産資源を活用した地域ブランドづくり
- 離島、通界などの観光資源を生かした魅力ある観光地づくり
- 定期フェリー航路の利用促進などによるサハリン州との経済・文化交流の促進
- 木材関連産業の振興、林業の再生など資源循環型産業の振興
- 風力、太陽光など新エネルギー導入の促進

オホーツク連携地域

網走

- ホタテガイやエゾシカなど豊富な農林水産資源を活かした加工品開発など地域産業の振興
- 知床など特色ある自然を生かしたエコツーリズムなど環境と調和した「観光」のブランド化
- 「Farm to Fork」のロゴマークの活用や「オホーツクブランド認証制度」との連携などオホーツクの統一イメージの形成・発信による地域ブランドの確立



釧路・根室連携地域

釧路

- エゾシカの地域ブランド化や水産物の衛生管理体制の整備など安全・安心で良質な農水産物の供給と地産資源の高付加価値化
- 多量排せつ物の適正な管理・利用など自然循環型経済による「環境」と調和した農業の振興
- 釧路湿原など豊かな自然資源と地域の食材を生かした観光地づくり

根室

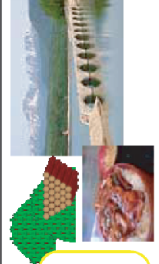
- 自給飼料基盤に立脚した酪農経営の確立や、マツカフなどの栽培漁業の推進など安全・安心で良質な農水産物並びに加工食品の供給と付加価値を高める地域ブランドづくり
- 「知床」や「ラムサール条約登録地」など豊かな自然環境と地域の食材を生かした観光の振興



十勝連携地域

十勝

- 産学官連携による技術の向上、特色ある商品や高付加価値製品づくり
- 「十勝ブランド」の形成による農林水産業や食料品製造業の競争力強化
- ハイオリエタノールの製造や木質ペレット等の利活用などハイオマス関連の新産業創出
- グリーンツーリズムや食観光、アウトドアなど地産資源を活かした体験・滞在型観光の展開



(資料 2)

自治体・経済団体等からの要望書

1. 北 海 道

2. 札 幌 市

3. 札 幌 商 工 会 議 所

4. 北 海 道 経 済 連 合 会

5. 社団法人北海道観光振興機構

6. 北海道旅客鉄道株式会社

学 事 第 1 6 0 号
平成22年4月21日

文部科学大臣 川 端 達 夫 様

北海道知事 高 橋 はるみ

北海商科大学大学院「商科学研究科」修士課程の設置について（要望）

北海道の高等教育機関の整備につきましては、日頃から格別のご指導、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本道では、近年の急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展など、社会経済の大きな変化に伴い、様々な分野において、高度な専門知識やビジネススキルを身につけた人材の養成が強く求められてきており、大学院の役割に対する期待がますます高まってきております。

また、我が国のみならず、本道にとっても、「世界の市場」として成長著しい中国をはじめとするアジア経済の重要性は高まってきており、今後、本道経済の活性化を図る上で、これら地域との交流をさらに促進していくことが喫緊の課題となっています。

こうした中、北海商科大学では、本道と東アジアとのさらなる経済交流の拡大を視野に、観光や貿易などに関する多様な専門的・実践的知識と応用力を有する、高度で専門的な知的職業人の育成を目的として「大学院商学研究科」の設置を計画しております。

同科の設置は、国際的な成長センターとして飛躍的な成長を遂げつつある東アジア地域とのビジネス交流を担う中核的な人材の養成を通じ、「食」や「観光」などの「強み」を活かした力強い本道経済の構築に向けて、大きく貢献するものと期待されます。

貴職におかれましては、これらの事情を御賢察のうえ、北海商科大学大学院「商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻」設置の早期実現について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（総務部人事局学事課企画幼稚園グループ主査（企画））

(別紙1)

施行文書への押印の廃止について

道としては、平成21年10月1日から1～3までの考え方等を基本として、公印を押印する文書を見直し、次に掲げる文書以外の文書には、押印しないこととした。

【押印する文書】

- 法令の規定により公印を押さなければならないもの
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）上の契約書など
- 知事又は権限を有する者がその権限を行使するため施行するもの
訓、達、指令（許可、認可など）、勧告、証明、委任状、表彰状、専決処分書など
- 不服申立てに関するもの
補正命令書（達）、裁決書など
- その他公印を押さざるを得ない特別な事情があると認められるもの
主に上記に準ずるものであり、単なる通知、照会、回答などは該当しません。

1 公文書の定義について

道において、「公文書」とは、「実施機関（道）が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」（北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第2条第2項）となっており、道が施行する文書は公文書であること。

2 公文書の形式について

施行する文書は、原則として、北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）及び北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）に基づき、記号及び番号を付し権限を有する者又は決裁権者の名で施行するなど道がその権限等に基づき作成した文書であることが書面の形式上、明らかであること。

3 公文書の成立要件について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第228条第2項においては次のとおり規定されており、押印の有無にかかわらず、「文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。」としており、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）においては「民事訴訟法の例」によるとされていること。

【 民事訴訟法（抜粋） 】

（文書の成立）

第228条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

【 行政事件訴訟法（抜粋） 】

（この法律に定めがない事項）

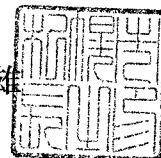
第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

※民事訴訟法第228条第4項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されているため、公文書と私文書の「真正に成立した文書」の要件が異なっている。

平成 22 年（2010 年）4 月 21 日

文部科学大臣 川端 達夫 様

札幌市長 上田 文雄



北海商科大学大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程
の開設について（要望）

日ごろより、本市市政の推進に格別のご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本市では、これまで、「北方圏の拠点都市」を目指し、昭和 55 年に中国の瀋陽と姉妹都市を提携するなど、東アジア地域との交流を進めており、今後、更に交流を深めていくためには、東アジア地域に精通した人材の育成が求められております。

また、近年、中国を始めとする東アジア地域の経済成長は著しく、東アジア地域の経済動向が、本市を含めた北海道の経済にも大きな影響を与えている中で、東アジア地域の経済・ビジネス分野における実践的な人材の育成も重要であります。

このような状況下にあって、北海商科大学大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程の開設は、まさに時宜を得たものでございます。

つきましては、これらの事情をご賢察のうえ、同大学院の許可に当たりまして、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

札幌市市長政策室政策企画部企画課

守 屋

TEL：011-211-2192

FAX：011-218-5112

札商総発第 9 号

平成 22 年 4 月 27 日

文 部 科 学 大 臣
川 端 達 夫 殿

札幌商工会議所
会頭 高 向



北海商科大学「大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程」
の設置について（要望）

現代社会の急速なグローバル化の中で、私ども北海道をめぐる情勢も例外ではなく、近年、アジア地域、特に北東アジア地域との観光及びビジネスでの交流の拡大が期待されているところであります。

そのような状況の中、この度の北海商科大学の商学研究科新設構想は、国際化の中で必要とされる人材育成を企図したものであり、北海道経済の活性化に向けとりわけ北東アジア地域を対象とする観光及びビジネスを積極的に取り入れようとしていることから鑑みて、本大学院の設置は時宜に適した有意義なものとして期待されます。

特に、当大学では「アジアの時代にアジアを学ぶ」を教育目標にして実践してきた教育の経験をさらに拡大充実させ、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対処できる人材育成を目指して「商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻」の設置を計画しております。

この研究科の設置により、観光及びビジネスに関する多用な専門的実践的知識とその応用力を備えた高度に専門的な知的職業人の育成、並びに「社会人特別入学制度」による社会人の再教育機関としても期待され、本市及び本道経済の発展のためにも極めて有意義なものであります。

以上ご賢察の上、今回の「大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程」設置の認可につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月12日

文部科学大臣

川 端 達 夫 様

北海道経済連合会

会長 近 藤 龍



北海商科大学大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程
の設置について（要望）

近年、中国などの東アジア地域は、世界経済の成長エンジンと言われるほど急速に経済成長が進み、我が国にとって当該地域との連携や関係の強化がより重要になってきております。また、北海道にとっても、人口の減少などに伴う国内需要の頭打ち傾向の中、東アジア地域との観光サービスや商取引を北海道経済活性化のための主要な要素の1つと位置づけており、今後、当該地域との経済的・文化的交流を拡大していくことが肝要です。

このような東アジア地域の経済的台頭という新しい時代に対応していくためには、語学等の実践的なコミュニケーション能力の習得はもとより、観光やビジネスに関する多様な専門的知識とその応用力を備えた知的職業人の育成が是非とも必要です。

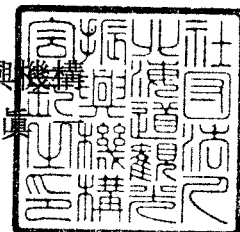
このたびの北海商科大学大学院商学研究科の開設は、従来、同大学が東アジア地域の潜在力・将来性を見据えて「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを方針として実践してきた教育の経験をさらに拡大充実させるもので、これが実現した際には学部教育（商学部商学科および観光産業学科）と一貫性を維持しながらさらに高度の学術研究を深めることに寄与するものであります。また、北海道経済の活性化にも貢献するものであり、時宜にかなった極めて有意義なものであります。

つきましては、これら事情ご賢察のうえ、このたびの商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程の設置申請のご認可に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月12日

文部科学大臣
川端達夫 殿

社団法人 北海道観光振興機構
会長 坂本 眞



北海商科大学「大学院 商学研究科」の設置について（要望）

観光産業は、関連事業のすそ野が広く経済波及効果の大きい北海道の基幹産業であり、さらなる発展が期待されております。北海道では、近年成長著しい中国などのアジアをターゲットに、自然環境や食材など北海道がもつ優れた観光資源を活かした積極的な誘客活動と魅力ある観光地づくりに官民をあげて取り組んでいるところであります。

観光の振興のためには、グローバル化を見据えた地域振興を担える人材、およびアジア地域の言語、文化や経済事情に精通した人材の確保が喫緊の課題となっており、観光分野における人材育成を担う機関の充実が求められるところであります。

北海商科大学は「アジアの時代にアジアを学ぶ」を教育方針に掲げ、単科大学として商学科、観光産業学科の2学科定員150名の少人数教育により、北海道の経済、観光分野に人材を輩出し、多大な貢献をされております。

今回設置を計画している「大学院商学研究科」は、アジア重視の教育をさらに拡充させ、観光およびビジネスに関する多様な専門的知識と応用力を備え、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対処できる人材育成を目指しており、時宜に適った極めて有意義なものであります。

以上ご賢察の上、今回の「大学院商学研究科」設置の認可につきまして特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年5月12日

文部科学大臣

川 端 達 夫 殿

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 中 島 尚 俊



北海商科大学大学院商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程の設置について
(要望)

近年、北海道経済をめぐる情勢は、東アジアとりわけ北東アジアの動向に大きく影響される状況が生じており、特に観光及び商ビジネスの分野において、中国及び韓国をはじめとするアジア経済の成長を取り込むことにより、事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化につなげることが期待されております。

このような状況下において、北海商科大学では急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するため、とりわけ東アジア経済の台頭を意識して、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育方針に掲げ、今日の新事態に対応した教育研究の展開を図ってきたところですが、これをさらに拡大充実させ、地域社会の活性化と経済のグローバル化に対処できる人材育成を目指して、「商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻」の設置を計画しております。

この度の同学の商学研究科新設構想は、国際化の中で必要とされる人材育成を企図したものであり、北海道経済がその活性化のためにとりわけ北東アジア地域を対象とする観光及びビジネスを積極的に取り入れようとしていることから鑑みて、本大学院の設置は時宜に合った有意義なものと期待されます。

つきましては、これら事情ご賢察の上、この度の商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻修士課程設置申請のご認可に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(資料 3)

協定校との協定書・覚書（写）及び留学生受入れ実績一覧

1. 協定校との協定書・覚書（写）

(1) 山 東 大 学 威 海 分 校

(2) 煙 台 大 学

(3) 大 田 大 学 校

2. 留学生受入れ実績一覧（過去3ヵ年）

協 定 書

学校法人北海学園(北海商科大学)と山東大学威海分校は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、次のとおり協定を締結する。

1. 学術研究の交流と学術情報交換

両校は、学術研究の交流及び学術情報（学内印刷物、研究論文、研究資料）の交換を通じて、学問及び文化の発展をはかる。

2. 教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の発展をはかる。

3. 学生の交流と研修

両校は、学生の交流及び長・短期研修を実施する。

4. 教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

5. 協定履行事項

（１）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記１から４については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（２）本協定は、姉妹関係の締結日から５年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（３）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（４）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。

6. 上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

7. 本協定書は日中両国語により作成し、両校が各１部ずつ保管する。

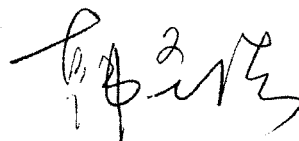
以 上

2010年 3月 3日

森 本 正 夫

学 校 法 人 北 海 学 園

理事長 森 本 正 夫



山東大学威海分校

代表 韓 聖 浩

交 流 覚 書

北海商科大学と山東大学威海分校は、学校法人北海学園と山東大学威海分校との協定書に基づき、両大学間の交流関係をより深めるために、教員及び学生の相互交流を積極的に行うことに同意し、以下の交流覚書を締結するものとする。

1 教授交換事業

教授交換事業は、互恵的性質を持つものとする。山東大学威海分校は、教員を北海商科大学へ派遣し、中国語を主とした教育に従事させる。北海商科大学は、教員を山東大学威海分校へ派遣し、日本語を主とした教育に従事させる。交換期間は、最長 1 学期間を超えないものとする。実施にあたっては、両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。なお、教授交換の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決め、以下の事項を遵守する。

- (1) 交換教授を受け入れる大学は、交換教授の滞在費（給与、生活手当等）、住居、並びに相手国空港までの渡航にかかる往復旅費について、これら経費を負担するものとする。
- (2) 交換教授は、主として母国語（中国語・日本語）を教えることに従事するが、受入れ大学及び交換教授の合意により専門分野の授業を担当することもできる。
- (3) 交換教授の担当講義時間数は週 9～12 時間を超えないものとする。
- (4) 交換教授の選抜は派遣大学が行い、交換教授は受け入れ大学と雇用契約を結ぶものとする。
- (5) 要請がある場合、またはその教授に資格がある場合、交換教授は講義外や講義後の諸活動 ― クラブ、チーム、文化行事等の課外活動に対する協力を依頼されることがある。
- (6) 両大学は、いっそうの学術交流を深めるために、事情を酌量したうえで、相互に短期研究者の交流を図る。この研究者交流は 6 ヶ月を超えないものとし、双方は宿舍の提供など最大の便宜を図るものとする。

2 学生交換事業

学生交換事業は、互恵的性質を持つものとする。両大学は、次に掲げる学生交換事業を実施する。交換期間は、最長 1 年或いは 1 学期間を超えないものとする。実施にあたっては、両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。交換学生の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決め、以下の事項を遵守する。

① 山東大学威海分校学生の交流研修（1 年間）

- (1) 北海商科大学は、山東大学威海分校から毎年原則 6 名の学生を受け入れる。受入れ期間は、最長 1 年を超えないものとする。
- (2) 北海商科大学は、受入れ学生のために 1 年間にわたる学習プログラムを用意する。
- (3) 山東大学威海分校は、派遣する学生の選抜に責任を負い、また学生が十分な語学力を有することを保証する。
- (4) 北海商科大学は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (5) 派遣される学生は、学費を山東大学威海分校に支払うものとし、北海商科大学の学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (6) 北海商科大学は、受入れ学生が取得した単位について、各学期終了時に認定し、研修終了時に成績証明書を発行する。
- (7) 山東大学威海分校は、必要がある場合学生引率教員を北海商科大学へ 1 週間派遣する。北海商科大学は、引率教員に対し滞在中の宿舍を無料で提供する。

② 北海商科大学学生の交流研修（6 ヶ月ないし 1 年間）

- (1) 山東大学威海分校は、北海商科大学から毎年原則 20 名の学生を受け入れる。受入れ期間は 6 ヶ月を超えないものとする。北海商科大学は、平等互恵の原則に基づき、両校の派遣留学生数の相違による不均衡を奨学金等の方法によって是正する。

- (2) 山東大学威海分校は、受入れ学生のために6ヶ月にわたる語学学習プログラムを用意する。
- (3) 北海商科大学は、派遣する学生の選抜に責任を負う。
- (4) 山東大学威海分校は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (5) 派遣される学生は、学費を北海商科大学に支払うものとし、山東大学威海分校の学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (6) 山東大学威海分校は、受入れ学生が取得した単位について、各学期終了時に認定し、研修終了時に成績証明書を発行する。
- (7) 北海商科大学は、学生引率教員1名を山東大学威海分校へ1週間派遣する。山東大学威海分校は、引率教員に対し滞在中の宿舍を無料で提供する。
- (8) 山東大学威海分校は、北海商科大学の学生で1年間の研修を希望する学生がいる場合、北海商科大学の要請に基づき、本項（3）～（6）と同一の条件で受け入れるものとする。ただし、山東大学威海分校が受け入れる人数は2～3名程度とし、本項（1）の受け入れ人数の枠内において、両大学が協議して決める。

③ 短期研修交流

両大学は、双方の学生に日本及び中国の社会・文化事情を深く理解させる機会を創り出すために、短期学生交流計画を実施する。具体的な実施については、両大学が別に協議して決める。

3 学位の相互授与

両大学は、学生交換事業の進展を図り、できるかぎり早急に、両大学の交換留学生に対する学位の相互授与についての協議を行い、具体的な条件の整備に努める。

4 学術研究の協力と資料の交換

- (1) 両大学は、双方が共に関心ある学術領域において研究会等の開催及び共同研究をすすめる。また、その研究成果は双方の共有とする。
- (2) 両大学は、紀要、論文集及び研究資料等を交換する。

5 覚書履行事項

- (1) 本覚書は、両大学の代表者の署名した日をもって効力を有するものとする。
- (2) 教授交換事業または学生交換事業の形態を変更する場合は、学校法人北海学園と山東大学威海分校間の合意によって行われるものとする。
- (3) 両大学を訪問する交換教授及び交換学生は、相手国の法律と相手大学の学則を遵守しなければならない。
- (4) 両大学が相互協議のうえ同意すれば、本覚書の改正を行うことができる。

本交流覚書は日中両国語により作成し、両校が1部ずつ保管するものとする。

法定代表人

学校法人北海学園理事長

北海商科大学学長 森 本 正 夫

森 本 正 夫

2009 年 11 月 6 日

山東大学威海分校

学 長 韓 聖 浩

韓 聖 浩

2009 年 11 月 6 日

日本国学校法人北海学園と中華人民共和国煙台大学との協力交流協定書

学校法人北海学園（北海学園北見大学：2006年4月1日より札幌移転、大学名称変更）と煙台大学は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、両国政府の関係教育法律に基づいて、平等及び互恵、友好協力の原則に従い、次のとおり協定を締結する。

1. 学術研究の交流と学術情報交換

両校は、学術研究の交流及び学術情報（学内印刷物、研究論文、研究資料）の交換を通じて、学問及び文化の発展をはかる。

2. 教員及び研究員の交流

両校は、教員及び研究員の交流を通じて、学術研究の発展をはかる。

3. 学生の交流と研修

両校は、学生の交流及び学生の長・短期研修を実施する。

4. 教職員研修と訪問

両校は、教職員及び学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

5. 協定履行事項

（1）本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記1から4については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。

（2）本協定は、締結日から5年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行うことができる。

（3）本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。

（4）本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響を受けない。

6. 交流を順調に行うために、上記条項の実施に当たって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。

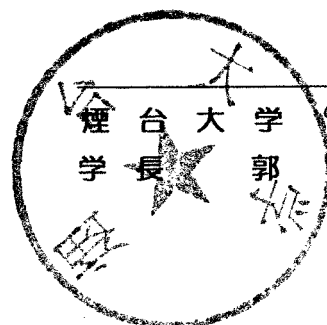
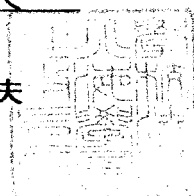
7. 本協定書は日中両国語により作成し、夫々が同じ効力を持ち、両校が各1部ずつ保管する。

以 上

2005年9月30日

木 本 正 夫

学校法人北海学園
理事長 森 本 正 夫



郭 明 瑞

明 瑞

交 流 覚 書

北海商科大学と煙台大学は、学校法人北海学園と煙台大学との協定書に基づき、両大学間の交流関係をより深めるために、教員及び学生の相互交流を積極的に行うことに同意し、以下の交流覚書を締結するものとする。

1 教授交換事業

教授交換事業は、互恵的性質を持つものとする。煙台大学は、教員を北海商科大学へ派遣し、中国語を主とした教育に従事させる。北海商科大学は、教員を煙台大学へ派遣し、日本語を主とした教育に従事させる。交換期間は、最長1学期間を超えないものとする。実施にあたっては、両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。なお、教授交換の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決め、以下の事項を遵守する。

- (1) 交換教授を受け入れる大学は、交換教授の滞在費（給与、生活手当等）、住居、並びに相手国空港までの渡航にかかる往復旅費について、これら経費を負担するものとする。
- (2) 交換教授は、主として母国語（中国語・日本語）を教えることに従事するが、受入れ大学及び交換教授の合意により専門分野の授業を担当することもできる。
- (3) 交換教授の担当講義時間数は週9～12時間を超えないものとする。
- (4) 交換教授の選抜は派遣大学が行い、交換教授は受け入れ大学と雇用契約を結ぶものとする。
- (5) 要請がある場合、またはその教授に資格がある場合、交換教授は講義外や講義後の諸活動 ― クラブ、チーム、文化行事等の課外活動に対する協力を依頼されることがある。
- (6) 両大学は、いっそうの学術交流を深めるために、事情を酌量したうえで、相互に短期研究者の交流を図る。この研究者交流は6ヶ月を超えないものとし、双方は宿舍の提供など最大の便宜を図るものとする。

2 学生交換事業

学生交換事業は、互恵的性質を持つものとする。両大学は、次に掲げる学生交換事業を実施する。交換期間は、最長1年或いは1学期間を超えないものとする。実施にあたっては、両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。交換学生の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決め、以下の事項を遵守する。

① 煙台大学学生の交流研修（1年間）

- (1) 北海商科大学は、煙台大学から毎年原則6名の学生を受け入れる。受入れ期間は、最長1年を超えないものとする。
- (2) 北海商科大学は、受入れ学生のために1年間にわたる学習プログラムを用意する。
- (3) 煙台大学は、派遣する学生の選抜に責任を負い、また学生が十分な語学力を有することを保証する。
- (4) 北海商科大学は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (5) 派遣される学生は、学費を煙台大学に支払うものとし、北海商科大学の学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (6) 北海商科大学は、受入れ学生が取得した単位について、各学期終了時に認定し、研修終了時に成績証明書を発行する。
- (7) 煙台大学は、必要がある場合学生引率教員を北海商科大学へ1週間派遣する。北海商科大学は、引率教員に対し滞在中の宿舍を無料で提供する。

② 北海商科大学学生の交流研修（6ヶ月ないし1年間）

- (1) 煙台大学は、北海商科大学から毎年原則20名の学生を受け入れる。受入れ期間は6ヶ月を超えないものとする。北海商科大学は、平等互恵の原則に基づき、両校の派遣留学生数の相違による不均衡を奨学金等の方法によって是正する。

- (2) 煙台大学は、受入れ学生のために6ヶ月にわたる語学学習プログラムを用意する。
- (3) 北海商科大学は、派遣する学生の選抜に責任を負う。
- (4) 煙台大学は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (5) 派遣される学生は、学費を北海商科大学に支払うものとし、煙台大学の学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (6) 煙台大学は、受入れ学生が取得した単位について、各学期終了時に認定し、研修終了時に成績証明書を発行する。
- (7) 北海商科大学は、学生引率教員1名を煙台大学へ1週間派遣する。煙台大学は、引率教員に対し滞在中の宿舍を無料で提供する。
- (8) 煙台大学は、北海商科大学の学生で1年間の研修を希望する学生がいる場合、北海商科大学の要請に基づき、本項（3）～（6）と同一の条件で受け入れるものとする。ただし、煙台大学が受け入れる人数は2～3名程度とし、本項（1）の受け入れ人数の枠内において、両大学が協議して決める。

③ 短期研修交流

両大学は、双方の学生に日本及び中国の社会・文化事情を深く理解させる機会を創り出すために、短期学生交流計画を実施する。具体的な実施については、両大学が別に協議して決める。

3 学位の相互授与

両大学は、学生交換事業の進展を図り、できるかぎり早急に、両大学の交換留学生に対する学位の相互授与についての協議を行い、具体的な条件の整備に努める。

4 学術研究の協力と資料の交換

- (1) 両大学は、双方が共に関心ある学術領域において研究会等の開催及び共同研究をすすめる。また、その研究成果は双方の共有とする。
- (2) 両大学は、紀要、論文集及び研究資料等を交換する。

5 覚書履行事項

- (1) 本覚書は、両大学の代表者の署名した日をもって効力を有するものとする。
- (2) 教授交換事業または学生交換事業の形態を変更する場合は、学校法人北海学園と煙台大学間の合意によって行われるものとする。
- (3) 両大学を訪問する交換教授及び交換学生は、相手国の法律と相手大学の学則を遵守しなければならない。
- (4) 両大学が相互協議のうえ同意すれば、本覚書の改正を行うことができる。

本交流覚書は日中両国語により作成し、両校が1部ずつ保管するものとする。

法定代表人

学校法人北海学園理事長

北海商科大学学長 森 本 正 夫

煙 台 大 学

学 長 房 紹 坤

森 本 正 夫

房紹坤

2009年10月26日

2009年10月26日

協 定 書

学校法人北海学園（北海学園大学、北海商科大学、北海高等学校、北海学園札幌高等学校）と大田大学校は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、次のとおり協定を締結する。

1. 学術研究の交流と学術情報交換

両校は、学術研究の交流または学術情報（学内印刷物、研究論文、研究資料）の交換を通じて、学問または文化の発展をはかる。

2. 教員または研究員交流

両校は、教員または研究員の交流を通じて、学術研究の発展をはかる。

3. 学生交流と研修

両校は、学生の交流または学生の長・短期研修を実施する。

4. 教職員研修と訪問

両校は、教職員または学校関係者の研修と訪問を積極的に行う。

5. 協定履行事項

- (1) 本協定は、両校が署名した日をもって効力を有するものとする。
 - (2) 本協定は、姉妹関係の締結日から5年間の有効期間を有し、両校が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続および改正を行うことができる。
 - (3) 本協定に基づく交流協力に関する財政上の問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。
 - (4) 本協定は、両校が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両校間の協定が破棄されても、現在進行中の事案に対しては何ら影響は受けない。
6. 上記条項の実施にあたって必要とする細部事項は、両校が相互協議して別に定める。
7. 本協定書は日韓両国語により作成し、両校が1部ずつ保管する。

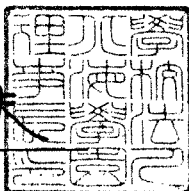
以 上

2005年11月1日

学校法人北海学園
理事長 森 本 正 夫

大 田 大 学 校
総 長 林 用 哲

森 本 正 夫



임 용철

交 流 覚 書

北海商科大学と大田大学校は、学校法人北海学園と大田大学校との協定書に基づき、両大学間の交流関係をより深めるために、教員及び学生の相互交流を積極的に行うことに同意し、以下の交流覚書を締結するものとする。

1 教授交換事業

教授交換事業は、互恵的性質を持つものとする。大田大学校は、教員を北海商科大学へ派遣し、韓国語を主とした教育に従事させる。北海商科大学は、教員を大田大学校へ派遣し、日本語を主とした教育に従事させる。交換期間は、每期最長1学期間を超えないものとする。実施にあたっては両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。なお、教授交換の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決める。

- (1) 交換教授を受け入れる大学は、交換教授の滞在費（給与、生活手当等）、住居、並びに相手国空港までの渡航にかかる往復旅費について、これら経費を負担するものとする。
- (2) 交換教授は、主として母国語（韓国語・日本語）を教えることに従事するが、受入れ大学及び交換教授の合意により専門分野の授業を担当することもできる。
- (3) 交換教授の担当講義時間数は週9時間を超えないものとする。
- (4) 交換教授の選抜の結果については、必ず受入れ大学の同意を得るものとする。
- (5) 要請がある場合、またはその教授に資格がある場合には、交換教授は講義外や講義後の諸活動 ― クラブ、チーム、文化行事等の課外活動に対する協力を依頼されることがある。

2 学生交換事業

学生交換事業は、互恵的性質を持つものとする。両大学は、次に掲げる学生交換事業を実施する。交換期間は、每期最長1年或いは1学期間を超えないものとする。実施にあたっては両大学ともそれぞれの大学の学年度（予算年度）を基準とする。なお、交換学生の具体的な人数と時期については、前年度までに両大学で協議して決める。

① 学生交換事業（1年間）

- (1) 北海商科大学は、大田大学校から毎年7名以内の学生を受け入れる。受入れ期間は最長1年を超えないものとする。
- (2) 北海商科大学から派遣を希望する学生がいる場合は、大田大学校が本項(3)から(7)と同一の条件で受け入れるものとする。
- (3) 両大学は協議に基づき、受入れ学生のために1年間にわたる学習プログラムを用意する。
- (4) 両大学は、派遣する学生の選抜に責任を負い、また学生が十分な語学力を有することを保証する。
- (5) 両大学は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (6) 派遣される学生は、学費を所属大学に支払うものとし、受入れ大学での学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (7) 両大学は、受入れ学生が取得した単位については各学期終了時に成績証明書を発行する。単位の互換と認定については、学生が所属する大学が決定する。

② 北海商科大学学生の短期交流研修

- (1) 大田大学校は、北海商科大学から毎年10名前後の学生を受け入れる。受入れ期間は6ヶ月を超えないものとする。
- (2) 大田大学校は協議に基づき、受入れ学生のために6ヶ月にわたる語学学習プログラムを用意する。
- (3) 北海商科大学は、派遣する学生の選抜に責任を負う。
- (4) 大田大学校は、受け入れる学生に対し宿舍を無料で提供する。
- (5) 派遣される学生は、学費を所属大学に支払うものとし、受入れ大学での学費は免除される。ただし、食費、その他の経費（医療保険料等）は、派遣される学生の自己負担とする。
- (6) 大田大学校は、受入れ学生が取得した単位については学期終了時に成績証明書を発行する。単位の互換と認定については、学生が所属する大学が決定する。
- (7) 北海商科大学は、学生引率教員を大田大学校へ1週間派遣する。大田大学校は引率教員に対し滞在中の宿舍を無料で提供する。

3 学問研究の協力と資料の交換

- (1) 両大学は、双方が共に関心ある学術領域において研究会等の開催及び共同研究をすすめる。また、その研究成果は双方の共有とする。
- (2) 両大学は、紀要、論文集及び研究資料等を交換する。

4 覚書履行事項

- (1) 本覚書は、両大学の代表者の署名した日をもって効力を有するものとする。
- (2) 教授交換事業または学生交換事業の形態を変更する場合は、学校法人北海学園と大田大学校間の合意によって行われるものとする。
- (3) 両大学を訪問する交換教授及び交換学生は相手国の法律と相手大学の学則を遵守しなければならない。
- (4) 両大学が相互協議のうえ同意すれば、本覚書の改正を行うことができる。

本交流覚書は日韓両国語により作成し、両校が1部ずつ保管するものとする。

2008年 12月 18日

2008年 12月 18日

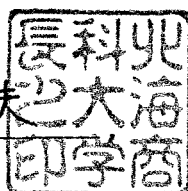
北海商科大学

理事長・学長 森 本 正 夫

大田大学校

総長 林 用 哲

森 本 正 夫



林 用 哲

留 学 生 受 入 れ 実 績 一 覧

年度		学籍番号	氏 名	アルファベット	性別	国籍	大学名
2008	1	30870018	赵 超	ZHAO CHAO	男	中国	山東大学威海分校
	2	30870026	尹 红梅	YIN HONGMEI	女	中国	山東大学威海分校
	3	30870034	李 艳景	LI YANJING	女	中国	山東大学威海分校
	4	30870042	肖 倩倩	XIAO QIANQIAN	女	中国	山東大学威海分校
	5	30870051	曹 佳	CAO JIA	女	中国	山東大学威海分校
	6	30870069	李 光明	LI GUANGMING	男	中国	山東大学威海分校
	7	30870077	郭 玮	GUO WEI	女	中国	煙台大学
	8	30870085	王 绍杰	WANG SHAOJIE	男	中国	煙台大学
	9	30870093	张 万超	ZHANG WANCHAO	男	中国	煙台大学
	10	30870107	毛 婷	MAO TING	女	中国	煙台大学
	11	30870115	吴 玉林	WU YULIN	男	中国	煙台大学
	12	30870123	周 彦娟	ZHOU YANJUAN	女	中国	煙台大学
	13	30870131	裴 基汶	BAE KI MOON	男	韓国	大田大学
	14	30870140	崔 賢姬	CHOI HYUNHEE	女	韓国	大田大学
	15	30870158	車 根榮	CHA GEUNYOUNG	男	韓国	大田大学
	16	30870166	金 松枝	KIM SONGJI	女	韓国	大田大学
	17	30870174	宋 意浩	SONG EUIHO	男	韓国	大田大学
	18	30870182	全 娥利	JEON ALI	女	韓国	大田大学
	19	30870191	玄 竣煥	HYUN JUN HWAN	男	韓国	大田大学
2009	1	30970012	許 香蘭	XU XIANGLAN	女	中国	山東大学威海分校
	2	30970021	楊 培	YANG PEI	女	中国	山東大学威海分校
	3	30970039	刘 洁君	LIU JIEJUN	女	中国	山東大学威海分校
	4	30970047	胡 秋慧	HU QIUHUI	女	中国	山東大学威海分校
	5	30970055	于 野	YU YE	女	中国	山東大学威海分校
	6	30970063	陈 翔	CHEN XIANG	男	中国	山東大学威海分校
	7	30970071	尹 雪	Yin Xue	女	中国	煙台大学
	8	30970080	曲 冠洁	Qu Guanjie	女	中国	煙台大学
	9	30970098	尚 小琳	Shang Xiaolin	女	中国	煙台大学
	10	30970101	吴 晓菲	Wu Xiaofei	女	中国	煙台大学
	11	30970110	姚 瑶	Yao Yao	女	中国	煙台大学
	12	30970128	赵 洋	Zhao Yang	男	中国	煙台大学
	13	30970136	曹 承佑	Cho Seung Woo	女	韓国	大田大学
	14	30970144	張 恩禎	Jang Eun Jeong	女	韓国	大田大学
	15	30970152	嚴 恩善	Eom Eun Sun	女	韓国	大田大学
	16	30970161	黃 主喜	Hwang Ju Hee	女	韓国	大田大学
	17	30970179	李 永旭	Lee Young Uk	男	韓国	大田大学
2010	1	31070015	张 艳	ZHANG YAN	女	中国	山東大学威海分校
	2	31070023	刘 旭	LIU XU	女	中国	山東大学威海分校
	3	31070031	刘 洋	LIU YANG	女	中国	山東大学威海分校
	4	31070040	赵 东平	ZHAO DONGPING	女	中国	山東大学威海分校
	5	31070058	王 苑	WANG YUAN	女	中国	山東大学威海分校
	6	31070066	司 奥蕾	SI AOLEI	女	中国	山東大学威海分校
	7	31070074	刘 伟华	Liu WeiHua	女	中国	煙台大学
	8	31070082	尹 春英	Yin ChunYing	女	中国	煙台大学
	9	31070091	苏 静岗	Su JingGang	男	中国	煙台大学
	10	31070104	任 安琪	Ren Anqi	女	中国	煙台大学
	11	31070112	杨 欣	Yang Xin	女	中国	煙台大学
	12	31070121	徐 嘉韩	Xu JiaHan	女	中国	煙台大学
	13	31070139	薛 翰洙	SEOL HAN SU	男	韓国	大田大学
	14	31070147	吳 吉煥	O KIL HWAN	男	韓国	大田大学
	15	31070155	表 康一	PYO KANG IL	男	韓国	大田大学
	16	31070163	李 ハナ	LEE HA NA	女	韓国	大田大学

学校法人北海学園・中国社会科学院学術交流協定書

学校法人北海学園（北海商科大学、北海商科大学開発政策研究所、北海学園北東アジア研究交流センター）と中国社会科学院は、両者の科学技術と教育における交流を促進し、かつ両者の相互理解と友好を深めるため、つぎのとおり学術交流協定を締結する。

1. 学術研究の交流と学術情報交換

両者は、学術研究の交流及び学術情報（両者の印刷物、研究論文、研究資料）の交換を通じて、学問及び文化の発展をはかる。このため、中国社会科学院は学校法人北海学園に中国社会科学院北海道研究交流センターを設置する。

2. 教員及び研究員の交流

両者は、北海学園北東アジア研究交流センター及び中国社会科学院北海道研究交流センターを通じて、教員及び研究員の交流及び学術研究の発展をはかる。

3. 教職員研修と訪問

両者は、教職員及び両関係者の研修と訪問を積極的に行なう。

4. 協定履行事項

- (1) 本協定は、両者が署名した日をもって効力を有するものとする。ただし、上記1から3については、必要があれば署名日前でも発効するものとする。
 - (2) 本協定は、両者の締結日から5年間の有効期間を有し、両者が相互協議のうえ同意すれば、協定の継続及び改正を行なうことができる。
 - (3) 本協定に基づく交流協力に関する財政上の諸問題は、相互主義に則り、具体的状況に応じて個々に協議、確定する。
 - (4) 本協定は、両者が相互協議のうえ破棄することができる。ただし、両者間の協定が破棄されても、現在進行中の事案は何ら影響を受けない。
5. 上記事項の実施にあたって必要とする詳細事項は、両者が相互協議し別に定める。
6. 本協定書は日中両国語により作成し、両者が各1部ずつ保管する。

以 上

2006年8月28日

森 本 正 夫

学校法人北海学園

理事長 森 本 正 夫

陳 佳 貴

中国社会科学院

代表 陳 佳 貴

学校法人北海学園・中国社会科学院学術交流協議実施細則

学校法人北海学園と中国社会科学院（以下双方と略称する）は学校法人北海学園・中国社会科学院学術交流協定書の実施細則について、つぎのとおり合意する。

第一条 人員及び学術交流対象領域について

人員交流は学校法人北海学園所属機関と中国社会科学院所属研究機関の研究者に限定し、研究交流領域は人文社会科学に関連する領域とする。双方は一致して上記の人員と研究領域範囲内で学術交流を展開することに合意する。

第二条 人員交流について

（一）短期的人員交流

学校法人北海学園は毎年中国社会科学院から研究者3人を10日間の日程で招聘する。この場合、原則として3人×10日となるが、この限度内で訪問人数を双方協議して決めることができる。国際旅費は中国社会科学院側が負担し、滞在費用は北海学園側の負担とする。

（二）長期的人員交流

原則として他の機関から資金援助を得、北海道で学術研究を希望する中国社会科学院の研究者に適用する。この場合、学校法人北海学園は研究者に宿舍の手配、北海学園の資料室、研究室使用の便宜を提供する。

（三）大学院生交流

双方は互いに派遣する大学院生に対し研修、学習の便宜を提供する。

第三条 中国社会科学院北海道研究交流センターの使用について

短期訪問学者及び合同研究を行なおうとする学者は、中国社会科学院北海道研究交流センターを使用して学術研究活動を行うことができる。この場合、事前に中国社会科学院を通して日本側に通知しなければならない。

第四条 研究者の学術活動への招聘について

中国社会科学院の研究者を学校法人北海学園が主催する各種の学術活動、例えば市民講座などに参加するため招聘する場合、学者の国際旅費及び滞在費用は北海学園側が負担する。中国社会科学院が学校法人北海学園の研究者を招聘する場合、日本側の研究者の国際旅費及び滞在費用は中国社会科学院側が負担する。

第五条 その他双方が協議し必要と判断する研究活動について
その都度、双方が協議し決定する。

第六条 事務について

双方の事務連絡部門はそれぞれ中国社会科学院北海道交流センター（担当部門は国際合作局）と北海学園北東アジア研究交流センターとする。

2007年 7 月 1 日

森 本 正 夫

学校法人北海学園

理事長 森 本 正 夫

楊 揚

中国社会科学院国際合作局

局 長 楊 揚

学校法人北海学園就業規則（抄）

第4章 採用、異動、休職、停年制及び退職、解雇

第4節 停年制

第62条 職員が満62歳に達した場合には、停年制による自然退職とする。ただし本人が希望し、高年齢者雇用安定法第9条第2項に基づき別に定める基準に該当した者については、継続再雇用する。

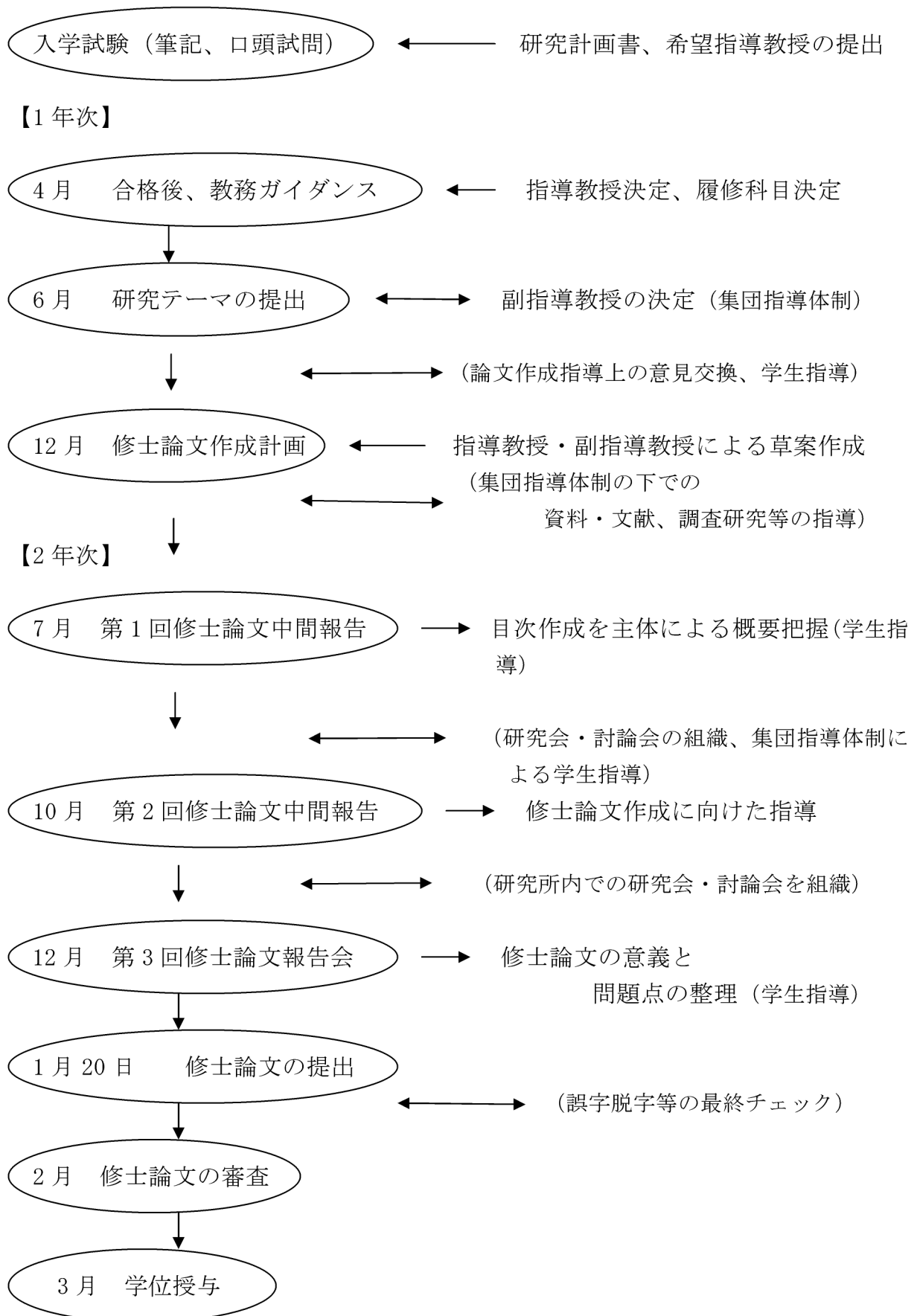
- 2 学校長（学長を含む）及び事務局長については、停年制を適用しない。
- 3 大学院・大学及び短期大学の教育職員の停年は68歳とする。ただし、理事長が教育上特に必要と認めたときは停年を延長することができる。また、大学院・大学及び短期大学の教育職員が60歳以上68歳未満で退職を希望する場合について、理事長が教育上特に必要と認めたときは停年退職年齢の選択をすることができる。
- 4 期限を付して採用した職員については、停年制を適用しない。
- 5 停年制により退職となった者のその後の処置については、発令前に学園側と職員側と協議して定める。

（平成20年4月1日施行）

(資料 6)

大学院における修士論文作成スケジュール

I) 修士論文作成のためのスケジュール (フローチャート)



(資料 7)

履 修 モ デ ル

履修モデル 1

(商業・流通系の企業における専門的管理者等を目指す者)

年次	科 目 名	単位数	区分	備 考
1 年次	東アジア経済論特殊講義	2 単位	必修	合計 18 単位* ¹
	東アジア地域振興論	2 単位	必修	
	商業政策論特殊講義	2 単位	選択	
	物流システム論特殊講義	2 単位	選択	
	マーケティング論特殊講義	2 単位	選択	
	企業経営論特殊講義	2 単位	選択	
	管理会計論特殊講義	2 単位	選択	
	課題研究演習	4 単位	必修	
2 年次	経営分析論特殊講義	2 単位	選択	合計 12 単位* ²
	国際金融システム特殊講義	2 単位	選択	
	流通戦略論特殊講義	2 単位	選択	
	特別研究指導演習	6 単位	必修	
				合計 30 単位

履修モデル 2

(観光系の企業における専門的管理者等を目指す者)

年次	科 目 名	単位数	区分	備 考
1 年次	東アジア経済論特殊講義	2 単位	必修	合計 18 単位* ¹
	東アジア地域振興論	2 単位	必修	
	観光産業論特殊講義	2 単位	選択	
	観光情報システム論特殊講義	2 単位	選択	
	都市景観論特殊講義	2 単位	選択	
	観光調査論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発環境論特殊講義	2 単位	選択	
	課題研究演習	4 単位	必修	
2 年次	観光振興論特殊講義	2 単位	選択	合計 12 単位* ²
	観光環境論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発システム論特殊講義	2 単位	選択	
	特別研究指導演習	6 単位	必修	
				合計 30 単位

履修モデル 3

(地方自治体等において地域振興に指導的役割を担うリーダー等を目指す者)

年次	科 目 名	単位数	区分	備 考
1 年次	東アジア経済論特殊講義	2 単位	必修	合計 18 単位* ¹
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位	必修	
	東アジア市場論特殊講義	2 単位	選択	
	観光情報システム論特殊講義	2 単位	選択	
	マーケティング論特殊講義	2 単位	選択	
	観光調査論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発環境論特殊講義	2 単位	選択	
	課題研究演習	4 単位	必修	
2 年次	観光振興論特殊講義	2 単位	選択	合計 12 単位* ²
	観光環境論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発システム論特殊講義	2 単位	選択	
	特別研究指導演習	6 単位	必修	
				合計 30 単位

履修モデル 4

(研究者等博士課程への進学を目指す者)

年次	科 目 名	単位数	区分	備 考
1 年次	東アジア経済論特殊講義	2 単位	必修	合計 18 単位* ¹
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位	必修	
	観光情報システム論特殊講義	2 単位	選択	
	マーケティング論特殊講義	2 単位	選択	
	企業経営論特殊講義	2 単位	選択	
	物流システム論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発環境論特殊講義	2 単位	選択	
	課題研究演習	4 単位	必修	
2 年次	観光振興論特殊講義	2 単位	選択	合計 12 単位* ²
	国際金融システム論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発システム論特殊講義	2 単位	選択	
	特別研究指導演習	6 単位	必修	
				合計 30 単位

*1 国内外の大学院との協定による取得単位（集中講義等も可）を含む（課題研究演習は除く）。

*2 国内外の大学院との協定による取得単位（集中講義等も可）を含む（特別研究指導演習は除く）。また、海外協定校への留学（6ヶ月以上）による取得単位も認定されるが、特別研究指導演習は除かれるので、留学期間を含めて3年間で修士論文を作成することになる。

履修モデル 5

(社会人特例学習プラン)

年次	科 目 名	単位数	区分	備 考
1 年次	(アジア語学専修)	(4 単位)	自由	合計 18 単位 (自由科目を除く)
	(中国文化論特殊講義)	(4 単位)	自由	
	東アジア経済論特殊講義	2 単位	必修	
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位	必修	
	東アジア市場論特殊講義	2 単位	選択	
	観光情報システム論特殊講義	2 単位	選択	
	マーケティング論特殊講義	2 単位	選択	
	観光調査論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発環境論特殊講義	2 単位	選択	
	課題研究演習	4 単位	必修	
2 年次	観光振興論特殊講義	2 単位	選択	合計 12 単位
	観光環境論特殊講義	2 単位	選択	
	地域開発システム論特殊講義	2 単位	選択	
	特別研究指導演習	6 単位	必修	
				合計 30 単位

(資料 8)

北海商科大学大学院商学研究科 時間割 (予定)

○大学院専用教室：講義室（701・702・704）：12人収容

○授業時間帯：下線のある授業科目は、社会人の受講生があった場合の時間帯

○その他：受講者の状況によっては変更する場合がある。

【前期】

曜日	時限	授業科目			
月	1				
	2	観光情報システム論特殊講義（大内 東） 講義室(702)			
	3	日本経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)			
	4	税務会計論特殊講義(中島茂幸) 講義室(702)			
	5	商業政策論特殊講義（菊地 均） 講義室(702)			
	6	観光情報システム論特殊講義（大内 東） 講義室(702)	税務会計論特殊講義(中島茂幸) 講義室(704)		
	7	日本経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)	商業政策論特殊講義（菊地 均） 講義室(704)		
火	1				
	2	東アジア地域振興論特殊講義(伊藤昭男) 講義室(702)			
	3	観光産業論特殊講義(原田房信) 講義室(702)			
	4	経営分析論特殊講義(橋元理恵) 講義室(702)			
	5				
	6	東アジア地域振興論特殊講義(伊藤昭男) 講義室(702)			
	7	経営分析論特殊講義(橋元理恵) 講義室(702)	観光産業論特殊講義(原田房信) 講義室(704)		
水	1				
	2	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	3	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	4	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)	
	5	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	6	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	7	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)	
木	1	アジア語学専修(中国語)(蘇 林) 演習室(702)		アジア語学専修(韓国語)(水野俊平) 演習室(704)	
	2	中国文化論特殊講義(蘇 林) 演習室(703)		韓国文化論特殊講義(水野俊平) 演習室(703)	
	3	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)		
	4	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)		
	5	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)		
	6	アジア語学専修(中国語)(蘇 林) 演習室(702)		アジア語学専修(韓国語)(水野俊平) 演習室(702)	
	7	中国文化論特殊講義(蘇 林) 演習室(703)		韓国文化論特殊講義(水野俊平) 演習室(703)	
金	1				
	2	観光調査論特殊講義(中鉢令兒) 講義室(702)			
	3	東アジア経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)			
	4	都市景観論特殊講義(安藤 昭) 講義室(702)			
	5				
	6	東アジア経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)		観光調査論特殊講義(中鉢令兒) 講義室(704)	
	7	都市景観論特殊講義(安藤 昭) 講義室(702)			
土	1	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	2	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	3	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)	
	4	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	5	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)	
	6	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)	
	7				

集中講義：特別講義

講義時間	1 時限 9:00 ～ 10:30	2 時限 10:40 ～ 12:10	3 時限 13:00 ～ 14:30	4 時限 14:40 ～ 16:10
	5 時限 16:20 ～ 17:50	6 時限 18:10 ～ 19:40	7 時限 19:50 ～ 21:20	

北海商科大学大学院商学研究科 時間割（予定）

○大学院専用教室：講義室（701・702・704）：12人収容

○授業時間帯：下線のある授業科目は、社会人の受講生があった場合の時間帯

○その他：受講者の状況によっては変更する場合がある。

【後期】

曜日	時限	授 業 科 目		
月	1			
	2	地域開発システム論特殊講義(阿部秀明) 講義室(702)		
	3	観光振興論特殊講義(中鉢令兒) 講義室(702)		
	4	日本経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)		
	5			
	6	地域開発システム論特殊講義(阿部秀明) 講義室(702)	観光振興論特殊講義(中鉢令兒) 講義室(704)	
	7	日本経済論特殊講義(西川博史) 講義室(702)		
火	1			
	2	地域開発環境論特殊講義(佐藤博樹) 講義室(702)		
	3	管理会計論特殊講義(橋元理恵) 講義室(702)		
	4	物流システム論特殊講義(佐藤馨一) 講義室(702)		
	5			
	6	地域開発環境論特殊講義(佐藤博樹) 講義室(702)	管理会計論特殊講義(橋元理恵) 講義室(704)	
	7	物流システム論特殊講義(佐藤馨一) 講義室(702)		
水	1			
	2	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	3	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	4	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)
	5	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	6	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	7	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)
木	1	アジア語学専修(中国語)(蘇 林) 演習室(702)		アジア語学専修(韓国語)(水野俊平) 演習室(704)
	2	中国文化論特殊講義(蘇 林) 演習室(703)		韓国文化論特殊講義(水野俊平) 演習室(703)
	3	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	
	4	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	
	5	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	
	6	アジア語学専修(中国語)(蘇 林) 演習室(702)		アジア語学専修(韓国語)(水野俊平) 演習室(702)
	7	中国文化論特殊講義(蘇 林) 演習室(703)		韓国文化論特殊講義(水野俊平) 演習室(703)
金	1			
	2	流通戦略論特殊講義(相浦宣徳) 講義室(702)		
	3	観光環境論特殊講義(田辺隆司) 講義室(702)		
	4			
	5			
	6	流通戦略論特殊講義(相浦宣徳) 講義室(702)	観光環境論特殊講義(田辺隆司) 講義室(704)	
	7	商業政策論特殊講義(菊地 均) 講義室(702)		
土	1	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	2	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	3	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)
	4	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	5	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(701)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(702)	課題研究演習、特別研究指導演習 講義室(704)
	6	特別研究指導演習 講義室(701)	特別研究指導演習 講義室(702)	特別研究指導演習 講義室(704)
	7			

集中講義：東アジア市場論特殊講義、マーケティング特殊講義、国際金融システム論特殊講義

講義時間	1 時限 9:00 ～ 10:30	2 時限 10:40 ～ 12:10	3 時限 13:00 ～ 14:30	4 時限 14:40 ～ 16:10
	5 時限 16:20 ～ 17:50	6 時限 18:10 ～ 19:40	7 時限 19:50 ～ 21:20	

平 面 図 及 び 室 内 見 取 図 等

1. 平 面 図 (7階) ※

2. 室 内 見 取 図 (7階) ※

3. 改 修 前 後 比 較 図 (7階) ※

4. 改 修 前 後 比 較 図 (1階) ※

5. 工 事 工 程 表 (7階)

6. 工 事 工 程 表 (1階)

※校舎内の図面については、安全上の観点から掲出を
控えさせていただきます。

工 事 工 程 表

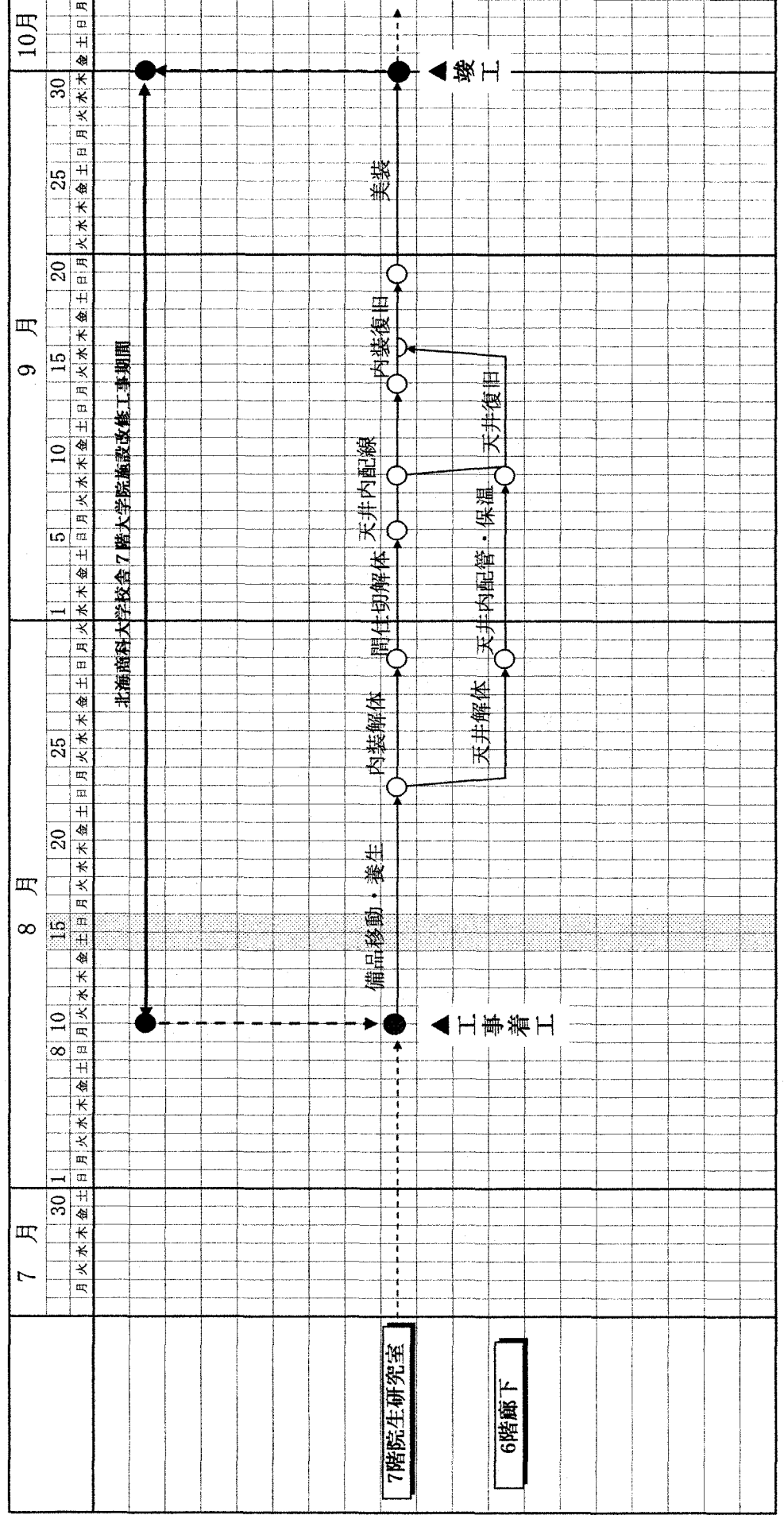
学校法人 北海学園

理事長 森本 正夫 殿

工 事 名 北海商科大学校舎7階大学院施設改修工事

工期： 着工 平成 22 年 8 月 10 日
竣工 平成 22 年 9 月 30 日

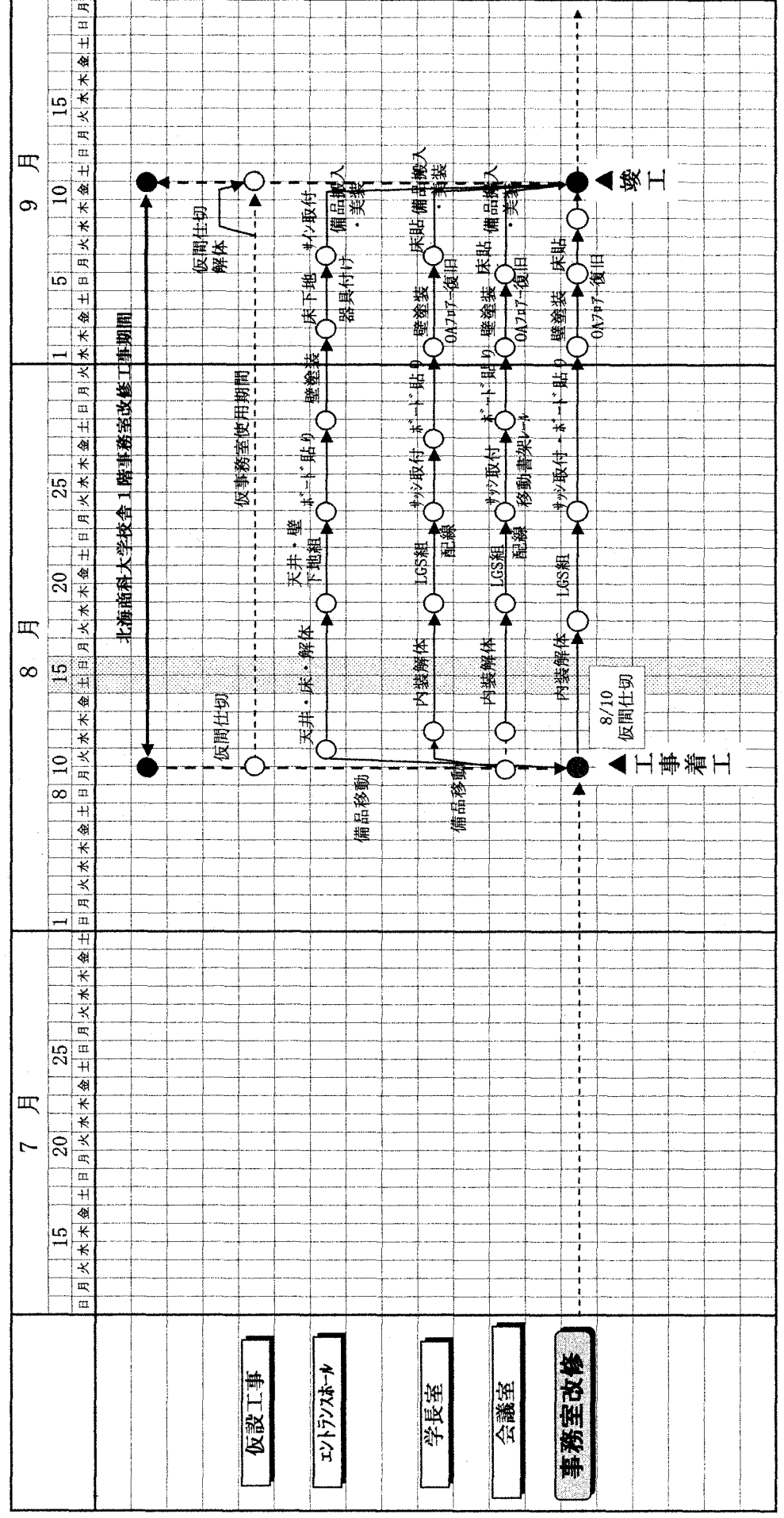
札幌市中央区北2条東17丁目2番地
岩田地崎建設株式会社
代表取締役社長 岩田 圭剛



北海学園
学校法人

工 事 名 北海商科大学校舍 1 階事務室改修工事

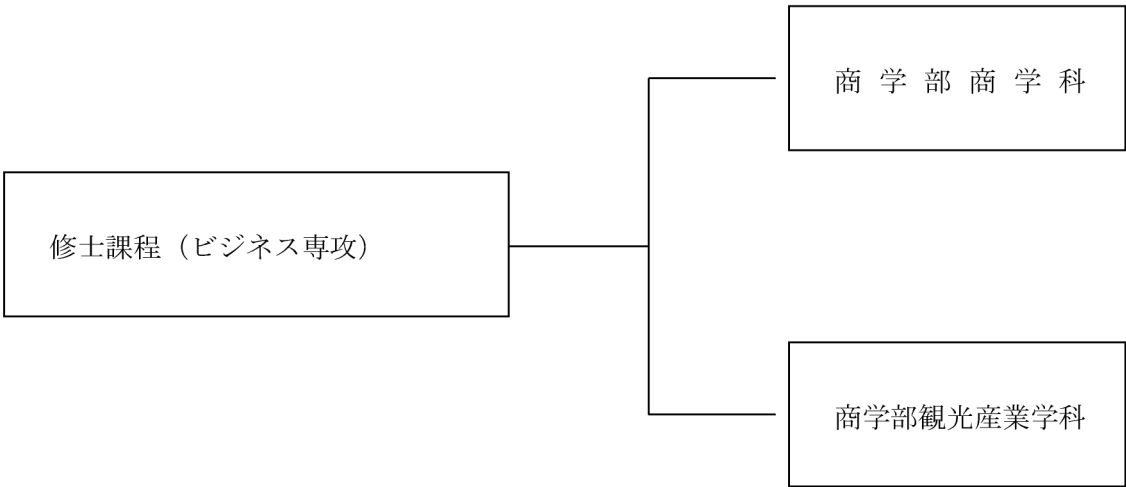
代表取締役社長 岩田圭剛
岩田地崎建設株式会社
札幌市中央区北2条東1丁目2番地



既設の学部・学科との関係図

[商学研究科]

[基礎となる学部]



(資料 11)

北海商科大学 大学院進学希望アンケート結果

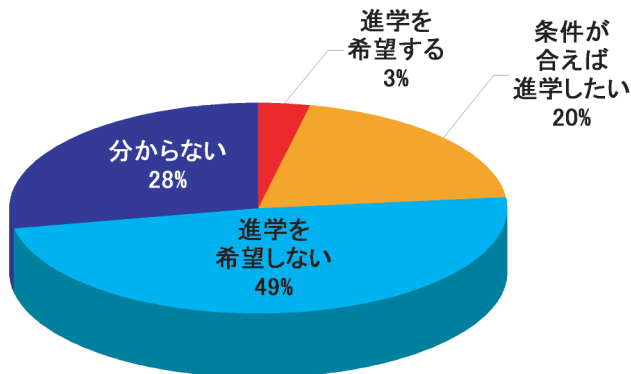
(在学生)

アンケート実施日	平成22年4月26日～平成22年5月6日
アンケート総数	175
対象科目履修者合計	257
アンケート回収率	68.1%

- 1 本学大学院に商学研究科ビジネスコミュニケーション専攻ができた場合、進学の希望を持っていますか。該当するものに○印をつけてください。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	進学を希望する	6	3.4%
B	条件が合えば、進学したい	35	20.0%
C	進学を希望しない	85	48.6%
D	分からない	49	28.0%
	合計	175	100.0%

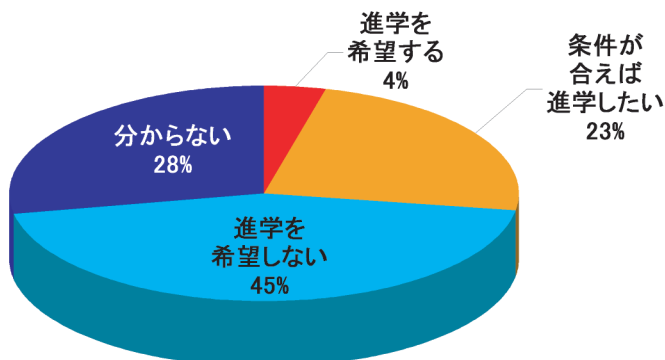
【グラフ1】



- 2 大学卒業後、社会人として入学し、夜間もしくは土曜日だけの履修で大学院を修了することができます。その場合、将来も含めて進学を希望しますか。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	進学を希望する	7	4.0%
B	条件が合えば、進学したい	41	23.4%
C	進学を希望しない	78	44.6%
D	分からない	49	28.0%
	合計	175	100.0%

【グラフ2】



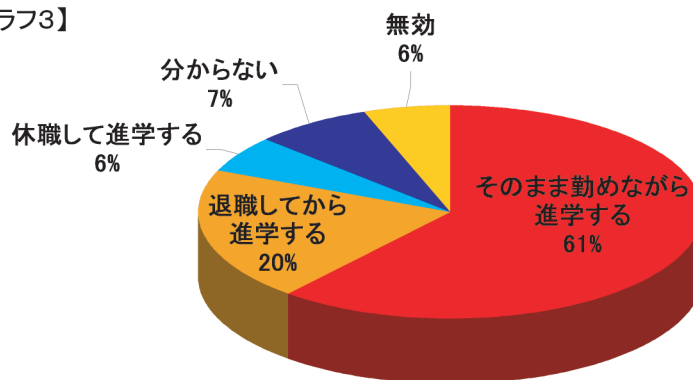
(社会人)

アンケート実施日	平成22年5月8日
アンケート総数	54

3 あなたは、大学・大学院へ進学した場合、現在お勤めの会社をどうするお考えですか。

NO.	カテゴリー	件数	比率
A	そのまま勤めながら進学する	33	61.1%
B	退職してから進学する	11	20.4%
C	休職して進学する	3	5.6%
D	分からない	4	7.4%
	無効	3	5.6%
	合計	54	100.0%

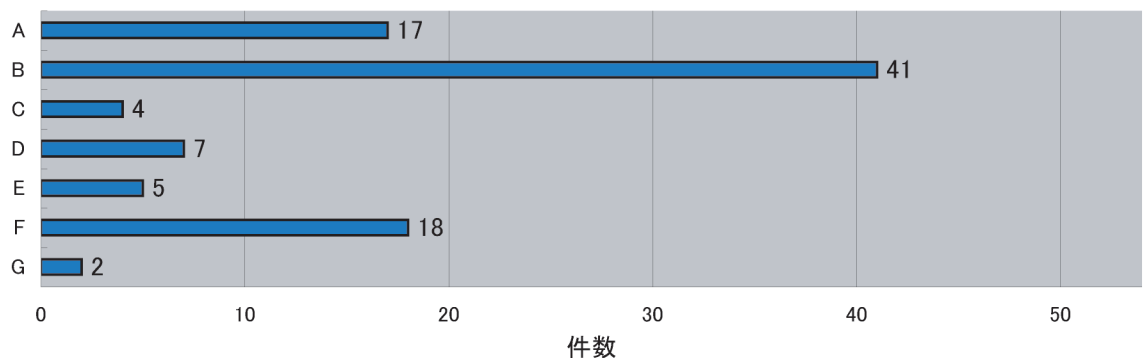
【グラフ3】



4 あなたが大学・大学院に進学したいと思った理由は何ですか。(複数回答可)

NO.	カテゴリー	件数
A	現在の仕事に関して、より専門知識を身に付けるため	17
B	仕事に関係なく、興味・関心のある分野の勉強がしたくなったから	41
C	転職のため、知識と技能を身に付けたいから	4
D	人脈を広げたいから	7
E	大学院卒業という学歴がほしいから	5
F	時間に余裕が出来たから	18
G	その他	2

【グラフ4】



2011(平成23)年度

大学院学生募集要項

商学研究科ビジネス専攻

修士課程

北 海 商 科 大 学

入 試 要 項

1. 募 集 人 員

研 究 科	修 士 課 程	定 員
商学研究科	ビジネス専攻	*5名

* 社会人特例受験並びに協定校推薦学生を含む

2. 出 願 資 格

[一般受験]

- (1) 大学を卒業した者及び2011年3月卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2011年3月31日までに修了見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上で文部科学大臣が定める基準を満たすもの)修了した者及び2011年3月31日までに修了見込みの者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

[社会人特例受験]

2011年4月において定まった職業(正社員)を有する者(自営業従事者を含む)又は定年退職者・主婦・その他豊富な社会経験を有する者で、下記の(1)～(2)のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び2011年3月卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2011年3月31日までに修了見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上で文部科学大臣が定める基準を満たすもの)を修了した者及び2011年3月31日までに修了見込みの者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

注) 出願資格の有無についての問い合わせは、出願する前に事務室までお願いいたします。

3. 出 願 期 間

	受 付 開 始 日	受 付 締 切 日
第1期募集 (一般受験・社会人特例受験)	2011年1月11日(火)	2011年1月31日(月)
第2期募集 (一般受験・社会人特例受験)	2011年3月1日(火)	2011年3月7日(月)

窓口受付時間 平日 午前9時から午後5時まで(午後0時40分～午後1時40分は除く)

土曜 午前9時から午後0時40分まで

* 郵送出願の場合は、「書留」とし、受付締切日まで到着するよう郵送すること。

4. 出 願 書 類

[一般受験]

出願者は、次の書類を一括し、次項5の要領で入学検定料を振り込みの上提出すること。

- (1) 入学願書(本学所定の用紙)
- (2) 受験票(本学所定の用紙)
- (3) 研究計画書(本学所定の用紙)
- (4) 卒業証明書または卒業見込証明書
- (5) 最終出身学校の成績証明書
- (6) 写真2枚(最近3か月以内に撮影した正面半身脱帽のもの縦3cm×横3cm)
- (7) 受験票送付用封筒(390 円分の切手を貼付したもの)

※ 出願手続について以下の事項に注意すること。

- (イ) 募集要項に同封されている授業科目の概要(シラバス)を参考に、入学願書の「演習指導希望教授名」欄には入学後の指導教授の第1、第2希望者名を記入すること。なお、研究計画書の作成並びに筆記試験専門科目(指導希望教授担当科目)の決定にあたっては、事前指導を行うので、出願する前に窓口(事務室 問い合わせ先 TEL011-841-1161(代)内線 8107)に申し出ること。最終的に、入学後の指導教授については、入学時に指導体制を勘案し、調整して決定する。
- (ロ) 入学願書の「志望の理由」は、具体的に記入すること。

[社会人特例受験]

- (1) 入学願書(本学所定の用紙)
- (2) 受験票(本学所定の用紙)
- (3) 志望理由書(本学所定の用紙)
- (4) 研究計画書(本学所定の用紙)
- (5) 卒業証明書または卒業見込証明書
- (6) 最終出身学校の成績証明書
- (7) 写真2枚(最近3か月以内に撮影した正面半身脱帽のもの縦3cm×横3cm)
- (8) 受験票送付用封筒(390 円分の切手を貼付したもの)

※ 出願手続について以下の事項に注意すること。

- (イ) 募集要項に同封されている授業科目の概要(シラバス)を参考に、入学願書の「演習指導希望教授名」欄には入学後の指導教授の第1、第2希望者名を記入すること。なお、研究計画書の作成並びに筆記試験専門科目(指導希望教授担当科目)の決定にあたっては、事前指導を行うので、出願する前に窓口(事務室 問い合わせ先 TEL011-841-1161(代)内線 8107)に申し出ること。最終的に、入学後の指導教授については、入学時に指導体制を勘案し、調整して決定する。
- (ロ) 志望理由書は、具体的に記入すること。

5. 入 学 検 定 料

入学検定料30,000円は、募集要項に綴り込まれている振込用紙に必要事項を記入し、切り離して最寄りの銀行に「文書扱い」で振り込むこと。(指定銀行の北洋銀行本支店からの振込手数料は無料ですが、他の金融機関から振込みの場合、振込手数料が有料となるので、各窓口で確認してください。)

＊ 入学検定料を振り込む際は、必ず入学願書を持参し、振込用紙及び入学願書の領収印(取扱銀行出納印)①～④

がすべて押印されているか確認すること。

6. 出 願 場 所

北海商科大学事務室

〒062-8607 札幌市豊平区豊平6条6丁目10番 TEL011-841-1161(内線8107)

7. 選抜方法

- (1) 選考は筆記試験・口述試験・研究計画書(社会人の場合は、志望理由書)等による。
- (2) 試験の結果によっては、募集人員に達しない場合であっても入学を許可しないことがある。

8. 試験日・試験会場

	第1期	第2期
試 験 日	2011年2月11日(金)	2011年3月12日(土)
試験会場	北海商科大学	

* 自家用車による来校は固く禁ずる。公共交通機関を利用すること。

9. 試験科目・時間

[一般受験]

科目(満点)	時間	内 容
筆記試験 専門科目(200点)	10:00～11:00	共通専門科目(商学・観光産業に関する出題)
	11:10～12:10	指導希望教授担当科目(注)
筆記試験 語 学(200点) (英語・中国語・韓国語)	13:00～14:30	英語・中国語・韓国語の中から1か国語を選択 (ただし母語以外の語学を選択)
口述試験(100点)	15:00～	研究計画等を中心に面接

(注) 事前指導により決定する(4.出願書類の※(イ)を参照のこと)。

[社会人特例受験]

科目(満点)	時間	内 容
筆記試験 専門科目(200点)	10:00～11:00	共通専門科目(商学・観光産業に関する出題)
	11:10～12:10	指導希望教授担当科目(注)
口述試験(100点)	13:00～	志望理由及び研究計画等を中心に面接

(注) 事前指導により決定する(4.出願書類の※(イ)を参照のこと)。

10. 合 格 発 表

第 1 期 2011 年 2 月 21 日(月)午前 10 時

第 2 期 2011 年 3 月 18 日(金)午前 10 時

合格者は、北海商科大学掲示板に掲示する。また、合格者には合格通知書および入学手続書類を郵送する。
不合格者には、試験結果通知書を郵送する。(電話での問い合わせには応じない。)

11. 入 学 手 続

2011 年 3 月 25 日(金) 正午まで

合格者は期日までに次の書類に学費を添えて手続きを完了のこと。

- (1) 事項届(本学所定の用紙)
- (2) 学生カード(本学所定の用紙)
- (3) 卒業証明書(卒業見込みで受験した者のみ)
- (4) 成績証明書(卒業見込みで受験した者のみ)
- (5) 写真3枚(最近3か月以内に撮影した正面半身脱帽のもの縦4cm×横3cm)

* ただし第1次手続として、第1期合格者は 2011 年 3 月 4 日(金)までに入学金を納入しなければならない。

12. 学 費

[一般受験]

(単位;円)

納入金 納入時		入学金	授業料	教育充実費	同窓会入会金	同窓会費	合計
1 年	第1期 (入学手続時)	200,000	436,000	50,000	5,000	10,000	701,000
	第2期 (9月30日)	—	436,000	50,000	—	—	486,000
	計	200,000	872,000	100,000	5,000	10,000	1,187,000
2 年	第1期 (4月20日)	—	436,000	50,000	—	—	487,000
	第2期 (9月30日)	—	436,000	50,000	—	—	486,000
	計	—	872,000	100,000	—	—	972,000

* 同窓会入会金・同窓会費について、本学卒業生は免除。

* 北海学園設置の北海商科大学および北海学園大学を卒業後、2 年以内に北海商科大学大学院修士課程へ入学するときは、入学金を免除する。

[社会人特例受験]

(単位;円)

納入金 納入時		入学金	授業料	教育充実費	同窓会入会金	同窓会費	合計
1 年	第1期 (入学手続時)	100,000	218,000	30,000	5,000	10,000	363,000
	第2期 (9月30日)	—	218,000	20,000	—	—	238,000
	計	100,000	436,000	50,000	5,000	10,000	601,000
2 年	第1期 (4月20日)	—	218,000	30,000	—	—	248,000
	第2期 (9月30日)	—	218,000	20,000	—	—	238,000
	計	—	436,000	50,000	—	—	486,000

* 同窓会入会金・同窓会費について、本学卒業生は免除。

* 北海学園設置の北海商科大学および北海学園大学を卒業後、2 年以内に北海商科大学大学院修士課程へ入学するときは、入学金を免除する。